

子供と家庭・女性福祉、母子保健施策の実施

目次

第1節

- 1 事業の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
- 2 子供・子育て支援部事業関連計画・・・・・・・・ 102
- 3 少子社会対策部事業関連統計・・・・・・・・ 105

第2節

- 1 子供と子育て家庭への支援の総合的な推進・・・・・・・・ 108
- 2 保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
- 3 子育て支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 118
- 4 児童健全育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 128
- 5 保育士試験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 131
- 6 児童に関する手当・・・・・・・・・・・・・・・・ 131
- 7 社会的養護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 134
- 8 ひとり親家庭福祉・・・・・・・・・・・・・・・・ 140
- 9 児童相談所の運営・・・・・・・・・・・・・・・・ 143
- 10 児童虐待防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 146
- 11 子供の権利擁護・・・・・・・・・・・・・・・・ 148
- 12 母子・小児医療体制の充実・・・・・・・・・・・・ 148
- 13 母子保健・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 151
- 14 女性福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 154

第1節

1 事業の体系

子供と家庭・女性福祉、母子保健施策の実施

— 子供と子育て家庭への支援の総合的な推進	— 東京都児童福祉審議会	(企画課)
	— 東京都子供・子育て会議	(企画課)
	— 「東京都こども基本条例」を踏まえた新たな取組	(企画課)
— 保	— 育	
	— 認可保育所	(保育支援課)
	— 認証保育所	(保育支援課)
	— 認定こども園	(保育支援課)
	— 認可外保育施設事業	(保育支援課)
	— 家庭的保育事業	(保育支援課)
	— 区市町村認可居宅訪問型保育促進事業	(保育支援課)
	— ベビーシッター利用支援事業	(保育支援課)
	— 認可外保育施設に対する指導監督	(保育支援課)
	— 認可外保育施設利用支援事業	(保育支援課)
	— 認可外保育施設改修費等支援事業	(保育支援課)
	— 企業主導型保育事業活用支援事業	(保育支援課)
	— 研修参加代替職員確保補助事業	(保育支援課)
	— 認可化移行総合支援事業	(保育支援課)
	— 認証化移行支援事業	(保育支援課)
	— 夜間帯保育事業	(保育支援課)
	— 認証保育所1歳児受入促進事業	(保育支援課)
	— 院内保育施設運営費補助	(保育支援課)
	— 院内保育所整備費補助	(保育支援課)
	— 病児保育事業	(保育支援課)
	— 病児保育促進事業	(保育支援課)
	— 病児保育施設整備費補助	(保育支援課)
	— 医療的ケア児保育支援事業	(保育支援課)
	— 延長保育事業	(保育支援課)
	— 保育環境改善等事業	(保育支援課)
	— 定期利用保育事業	(保育支援課)
	— 保育所等における地域の子育て支援事業	(保育支援課)
	— 緊急1歳児受入事業	(保育支援課)
	— 東京都保育士等キャリアアップ補助	(保育支援課)
	— 東京都保育サービス推進事業	(保育支援課)
	— 保育力強化事業	(保育支援課)
	— 送迎保育ステーション事業	(保育支援課)
	— 保育士等キャリアアップ研修支援事業	(保育支援課)
	— 保育人材確保事業	(保育支援課)
	— 保育人材確保支援事業	(保育支援課)
	— 保育従事職員資格取得支援事業	(保育支援課)
	— 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業	(保育支援課)
	— 保育士修学資金貸付等事業	(保育支援課)
	— 保育士養成施設に対する就職促進支援事業	(保育支援課)
	— 地域における保育力アップ推進事業	(保育支援課)
	— 地域における保育人材就労サポート事業	(保育支援課)
— 子供主体の保育普及促進事業	(保育支援課)	

	— 保育所等賃借料補助事業	(保育支援課)
	— 保育体制強化事業	(保育支援課)
	— 保育補助者雇上強化事業	(保育支援課)
	— 保育所等におけるデジタル化推進事業	(保育支援課)
	— 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業	(保育支援課)
	— 保育所等利用多子世帯負担軽減事業	(保育支援課)
	— 幼児教育・保育無償化実施事業費補助金	(保育支援課)
	— 保育所等における要支援児童対応推進事業	(保育支援課)
	— 保育所等のBCP策定支援事業	(保育支援課)
	— 保育所等における送迎バス等安全対策支援事業	(保育支援課)
	— 保育士資格管理事務	(保育支援課)
	— 保育所等物価高騰緊急対策事業	(保育支援課)
— 子 育 て 支 援	— 子供家庭支援センター事業	(家庭支援課)
	— 虐待対策コーディネーター事業	(家庭支援課)
	— 子供家庭支援センター地域支援力強化事業	(家庭支援課)
	— 虐待対策ワーカー業務の委託支援事業	(家庭支援課)
	— 一時預かり事業	(保育支援課)
	— 多様な他者との関わりの機会の創出事業	(保育支援課)
	— 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	(家庭支援課)
	— ファミサポマイスター推進事業	(家庭支援課)
	— 子供の居場所創設事業	(家庭支援課)
	— 子供食堂推進事業	(家庭支援課)
	— 親の子育て力向上支援事業	(家庭支援課)
	— 子育てひろば事業 (地域子育て支援拠点事業)	(家庭支援課)
	— 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	(家庭支援課)
	— 養育支援訪問事業	(家庭支援課)
	— 子育て世帯訪問支援臨時特例事業	(家庭支援課)
	— 保護者支援臨時特例事業	(家庭支援課)
	— 子供を守る地域ネットワーク機能強化事業	(家庭支援課)
	— 子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業	(家庭支援課)
	— 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	(家庭支援課)
	— 母子一体型ショートケア事業	(家庭支援課)
	— ショートステイ事業の拡充	(家庭支援課)
	— 子育て短期支援整備等事業	(家庭支援課)
	— 乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境の整備事業 (赤ちゃん・ふらっと事業)	(家庭支援課)
	— 子育て家庭に対するアウトリーチ型の食事支援事業	(家庭支援課)
	— 子供と子育て家庭に対する安心安全確保対策支援事業	(企画課)
	— 子供家庭支援区市町村包括補助事業	(企画課)
	— 未就園児等全戸訪問事業	(家庭支援課)
	— サポートコンシェルジュ事業	(家庭支援課)
	— ヤングケアラー支援事業	(家庭支援課)
	— 児童相談におけるデジタル化推進事業	(家庭支援課)
	— 利用者支援事業	(企画課)
	— 東京都子育て支援員研修	(企画課)

— 児 童 健 全 育 成	— 子供の貧困対策支援事業	(企画課)
	— 子育てサポート情報普及推進事業	(企画課)
	— 子育て推進交付金	(保育支援課)
	— 母子保健・児童福祉一体的相談支援 機関整備等事業	(家庭支援課)
	— 特定妊婦等支援整備等事業	(家庭支援課)
	— 子供・子育て応援とうきょう事業	(企画課)
	— 018サポート	(育成支援課)
— 学 童 ク ラ ブ 運 営 費 補 助	— 学童クラブ運営費補助	(家庭支援課)
	— 都型学童クラブ事業	(家庭支援課)
	— 学童クラブ待機児童対策提案型事業	(家庭支援課)
	— 放課後児童支援員資質向上研修・認定資格研修	(家庭支援課)
	— 放課後居場所緊急対策事業	(家庭支援課)
	— 児童館	(家庭支援課)
	— シニア世代・シニア予備群を活用した 中高生の居場所・学び・遊び支援事業	(家庭支援課)
— 保 育 士 試 験	— 保育士試験の実施	(保育支援課)
	— 保育士登録	(保育支援課)
— 児 童 に 関 す る 手 当	— 児童手当	(育成支援課)
	— 児童育成手当	(育成支援課)
	— 児童扶養手当	(育成支援課)
	— 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)	(育成支援課)
— 社 会 的 養 護	— 養育家庭制度等	(育成支援課)
	— ファミリーホーム (小規模住居型児童養育事業)	(育成支援課)
	— 里親支援機関事業	(育成支援課)
	— フォスタリング機関事業	(育成支援課)
	— 新生児委託推進事業	(育成支援課)
	— 養子縁組民間あっせん機関助成事業	(育成支援課)
	— 養育家庭等自立援助事業	(育成支援課)
	— 里親養育専門相談事業 (里親子のサポートネット)	(育成支援課)
	— 児童養護施設	(育成支援課)
	— 児童自立支援施設	(育成支援課)
	— 乳児院	(育成支援課)
	— 乳児院の家庭養育推進事業	(育成支援課)
	— 自立援助ホーム	(育成支援課)
	— 自立支援強化事業	(育成支援課)
	— 地域生活支援事業(ふらっとホーム事業)	(育成支援課)
	— ジョブ・トレーニング事業	(育成支援課)
	— 児童養護施設退所者等の就業支援事業	(育成支援課)
	— 自立援助促進事業補助	(育成支援課)
	— 連携型専門ケア機能モデル事業	(育成支援課)
	— 社会的養護処遇改善加算対応研修事業	(育成支援課)
	— グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業	(育成支援課)
	— 育児指導機能強化事業	(育成支援課)
	— 施設と地域との関係強化事業	(育成支援課)
	— 医療機関等連携強化事業	(育成支援課)
	— 児童養護施設等職員宿舍借り上げ支援事業	(育成支援課)

	特別育成費(補習費・大学受験料)の拡充	(育成支援課)
	児童養護施設等体制強化事業	(育成支援課)
	施設運営力向上コンサルテーション事業	(育成支援課)
	児童養護施設等におけるBCP策定支援事業	(育成支援課)
ひとり親家庭福祉	ひとり親世帯数(推計)	(育成支援課)
	東京都ひとり親家庭支援センター事業	(育成支援課)
	ひとり親家庭等在宅就業推進事業	(育成支援課)
	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	(育成支援課)
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	(育成支援課)
	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	(育成支援課)
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	(育成支援課)
	ひとり親家庭相談窓口強化事業	(育成支援課)
	ひとり親家庭等生活向上事業	(育成支援課)
	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業補助	(育成支援課)
	ひとり親家庭向けポータルサイトの運営	(育成支援課)
	養育費確保支援事業	(育成支援課)
	ひとり親家庭相談体制強化事業	(育成支援課)
	母子・父子自立支援員	(育成支援課)
	ひとり親家庭自立支援プログラム策定推進事業	(育成支援課)
	母子生活支援施設	(育成支援課)
	母子緊急一時保護事業	(育成支援課)
	母子及び父子福祉資金の貸付け	(育成支援課)
	ひとり親家庭就業推進事業	(育成支援課)
児童相談所の運営	児童相談所の概要	(家庭支援課)
	電話相談事業	(家庭支援課)
	ふれあい心の友派遣事業	(家庭支援課)
	治療指導	(家庭支援課)
	家族再統合のための援助事業	(家庭支援課)
	児童問題専門相談室	(家庭支援課)
	児童自立サポート事業	(家庭支援課)
	非常勤弁護士の配置、協力弁護士の活用	(家庭支援課)
	協力医師制度の運営	(家庭支援課)
	医療機関の病床確保による一時保護機能強化事業	(家庭支援課)
	児童相談所における外部評価	(家庭支援課)
	一時保護所における第三者委員の活動	(家庭支援課)
	児童相談所の人材確保事業	(家庭支援課)
	児童相談所におけるAI音声マイニングシステム	(家庭支援課)
	児童相談所業務における民間事業者の活用	(家庭支援課)
児童虐待防止対策	通年開所	(家庭支援課)
	児童虐待ケースマネジメント事業	(家庭支援課)
	児童虐待カウンセリング強化事業	(家庭支援課)
	家庭復帰促進事業	(家庭支援課)
	医療機関における虐待対応力強化事業	(家庭支援課)
	児童虐待防止の普及啓発	(家庭支援課)
	予防的支援推進とうきょうモデル事業	(家庭支援課)
	とうきょう子育て応援パートナー事業	(家庭支援課)
	児童養護施設等における個別対応職員の配置	(育成支援課)

— 子 供 の 権 利 擁 護	— 児童養護施設等における 心理療法担当職員の配置	(育成支援課)	
	— 児童養護施設等に対する被虐待児受入加算費	(育成支援課)	
	— 児童虐待を防止するための SNSを活用した相談事業	(企画課)	
	— 権利擁護担当の設置	(企画課)	
	— 子供の権利擁護専門相談事業	(企画課)	
	— 児童相談所が関わる子供の 意見表明等支援に関する検討	(企画課)	
	— 被措置児童に対する子供の権利の啓発	(企画課)	
	— 母子・小児医療体制の充実	— 医療費助成	(家庭支援課)
		— 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	(家庭支援課)
		— 移行期医療支援体制整備事業	(家庭支援課)
— 母 子 保 健	— 先天性代謝異常等検査	(家庭支援課)	
	— 性と健康の相談センター事業	(家庭支援課)	
	— 療育相談	(家庭支援課)	
	— 母子保健支援事業	(家庭支援課)	
	— 電話相談「子供の健康相談室」 (小児救急相談)	(家庭支援課)	
	— 母子保健指導事業	(家庭支援課)	
	— 子供の心診療支援拠点病院事業	(家庭支援課)	
	— とうきょうママパパ応援事業 (旧出産・子育て応援事業)	(家庭支援課)	
	— 要支援家庭の早期発見・支援事業	(家庭支援課)	
	— 母体保護法に関する事務	(家庭支援課)	
	— 災害時用調製粉乳等の備蓄	(家庭支援課)	
	— 災害時の液体ミルク活用に向けた取組	(家庭支援課)	
	— 子供手帳モデル活用支援事業	(家庭支援課)	
	— 東京都出産・子育て応援事業	(家庭支援課)	
	— 新型コロナウイルス感染症の流行下 における妊産婦総合対策事業	(家庭支援課)	
	— 東京ユースヘルスケア推進事業	(家庭支援課)	
	— 予防のための子供の死亡検証(CDR)	(家庭支援課)	
	— 妊婦健康診査支援事業	(家庭支援課)	
	— 妊婦訪問支援事業	(家庭支援課)	
	— 新生児聴覚検査機器購入支援事業	(家庭支援課)	
— 乳幼児身体発育調査	(家庭支援課)		
— 女 性 福 祉	— 東京都女性相談センター	(育成支援課)	
	— 婦人相談員	(育成支援課)	
	— 女性の保護	(育成支援課)	
	— 自立の支援	(育成支援課)	

2 子供・子育て支援部事業関連計画

(1) 東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）

ア 計画策定の趣旨

安心して子供を産み育てられ、全ての子供たちが健やかに成長できる社会の実現を目指す。

イ 計画の概要

(ア) 本計画は子ども・子育て支援法第62条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、次世代育成支援対策推進法第9条に基づく都道府県行動計画及び子どもの貧困対策法第9条に基づく都道府県子どもの貧困対策計画を合わせて一体的に策定したもの

(イ) 計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間。各施策の成果や子育て家庭のニーズ及び社会状況の変化、区市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、計画期間の中間年である令和4年度に計画の見直しを行った。

ウ 計画の理念

(ア) 全ての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する。

(イ) 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。

(ウ) 社会全体で、子供と子育て家庭を支援する。

エ 5つの視点

(ア) 「全ての子育て家庭」への支援の視点

(イ) 家庭を「一体的に」捉える視点

(ウ) 子供と子育て家庭の立場からの視点

(エ) 大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点

(オ) 広域的な自治体の役割からの視点

オ 5つの目標と主な取組

目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 妊娠・出産に関する支援の推進2 安心できる小児・母子医療体制の整備3 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実4 子供の健康の確保・増進5 子供の育ちへの切れ目ない支援 |
|--|

目標2 乳幼児期における教育・保育の充実

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 就学前教育の充実2 保育サービスの充実3 認定こども園の充実4 就学前教育と小学校教育との円滑な接続 |
|---|

目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実

- 1 子供の生きる力を育む環境の整備
- 2 次代を担う人づくりの推進
- 3 子供の居場所づくり

目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

- 1 子供の権利擁護の取組
- 2 ヤングケアラーへの支援
- 3 子供の貧困対策の推進
- 4 児童虐待の未然防止と対応力の強化
- 5 社会的養護体制の充実
- 6 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 7 障害児施策の充実
- 8 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援
- 9 外国につながる子供等への支援について

目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

- 1 家庭生活と仕事との両立の実現
- 2 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進
- 3 子供の安全を確保するための取組の推進
- 4 良質な住宅と居住環境の確保
- 5 安心して外出できる環境の整備
- 6 子供・子育てを応援する機運の醸成

(2) 東京都ひとり親家庭自立支援計画（第4期）

ア 計画策定の趣旨

ひとり親家庭が安定した就労や生活の下、子供を健全に育むことができるよう、都が実施する施策と区市町村等に対する支援策を示すことを目的とする。

イ 計画の概要

(ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく、「自立促進計画」であり、ひとり親家庭が安定した就労や生活の下で、子供を健全に育むことができるよう、都の行うべき施策の方向性を示したもの

(イ) 計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間

ウ 計画の理念

(ア) ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図る。

(イ) ひとり親家庭の子供の健やかな育ちを支援する。

(ウ) ひとり親家庭の親子が地域で安心して生活できる環境を整備する。

エ 4つの施策分野

(ア) 相談体制の整備

ひとり親家庭が抱える課題に早期に対応するとともに、様々な関係機関が連携して適切な支援につなげる体制を整備する。

(イ) 就業支援

ひとり親家庭のより安定した就業を支援する。

(ウ) 子育て支援・生活の場の整備

ひとり親家庭の親が安心して子育てでき、子供が健やかに育まれるよう、多様な支援策を展開する。

(エ) 経済的支援

ひとり親家庭の自立と子供の将来の自立に向け、経済的な支援を行う。

(3) 東京都社会的養育推進計画

ア 計画の概要

(ア) 子供の一時保護から、家庭復帰や社会的自立に至る一連のプロセスを視野に入れ、社会的養護施策の充実・強化を図ることを目的として策定したもの

(イ) 計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間。「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」の中間の見直し（令和4年度）と、本計画の中間年（令和6年度）に計画の再点検等を実施

イ 計画の理念

社会的養護が必要な子供たちに加え、養子縁組成立や家庭復帰後を含めた家庭で生活する子供たちが生まれ育った環境によらず、家庭や家庭と同様の養育環境において健やかに育ち、自立できるよう、状況や課題に応じた養育・ケアを行う。

ウ 施策の方向性

(ア) 家庭と同様の環境における養育の推進

里親制度の認知度の向上を図るための普及啓発を実施し、登録家庭数の拡大を図る。

フォスタリング機関事業を実施し、里親等委託を推進する体制の強化を図り、里親等への委託に向けた取組を推進する。

(イ) 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備

施設における家庭的な環境での養育を更に進めるため、小規模化・地域分散化を促進するとともに、ケアニーズが高い児童に対する専門的なケアの充実を図るための体制強化、施設の多機能化・機能転換を推進する。

(ウ) 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援

社会的養護のもとで育つ児童の進学や就業に向け、入所中から退所後まで、個々の状況に応じ、自立に向けて一貫して支援していく。

(エ) 児童相談所の体制強化

児童相談所の体制強化を図るため、児童福祉司・児童心理司の更なる増員や職員の負担軽減とともに、研修等の充実を図る。

また、日常的に弁護士に相談できる体制整備や医師の活用などの充実を図る。

児童相談所の設置を計画している市区に対して研修の受入れや実施等により人材育成の協力をするとともに、計画案の確認作業、施設利用の広域調整、情報共有等を図る。

(オ) 一時保護児童への支援体制の強化

必要な一時保護所の定員を確保するとともに、一時保護委託を積極的に活用する。

(カ) 子供・子育て家庭を支えるための取組

子供の意見表明を支援する方策として、「子供アドボケート」の導入に取り組み、児童福祉審議会等を活用した子供の権利擁護の仕組みを構築する。

在宅で生活している子供や家庭に対する支援体制を構築する区市町村を支援する。

エ 目指すべき姿

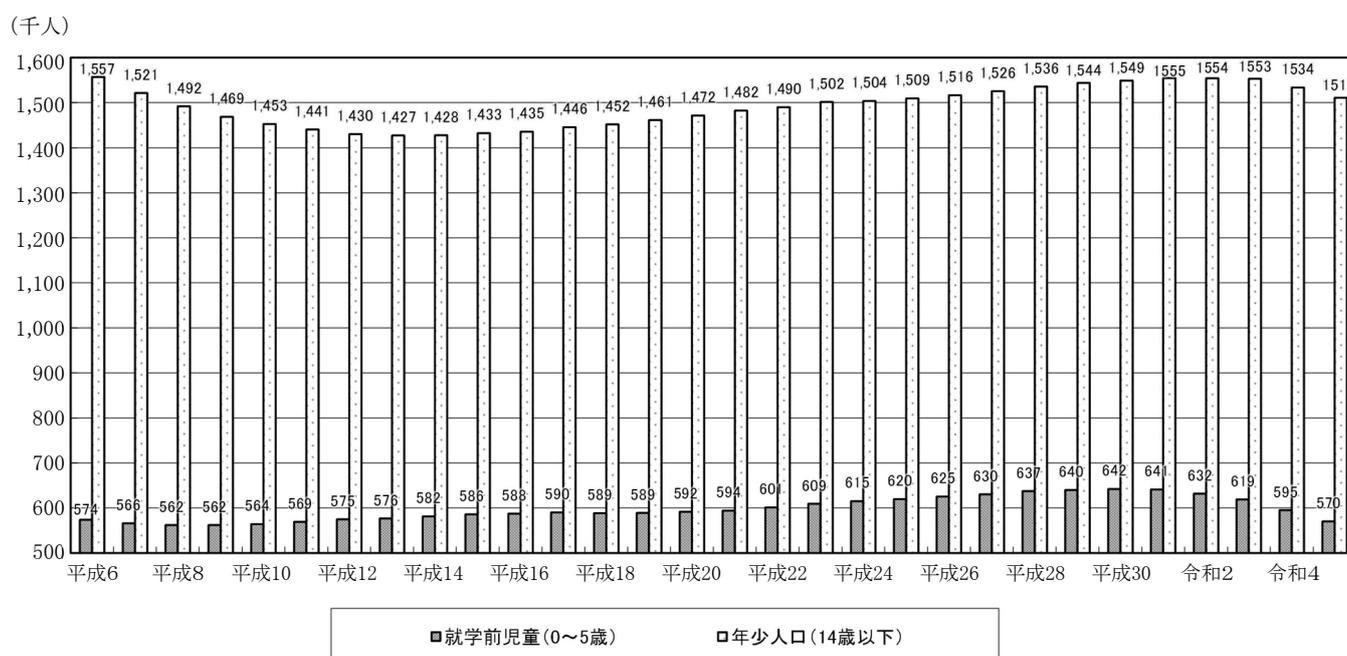
(ア) 令和11年度において、社会的養護に占める里親等委託率が37.4%となるよう推進する。

(イ) 施設の定員数を十分に確保するとともに、できる限り良好な家庭的環境での養育や、問題を抱える児童に対する治療的・専門的なケアが実施できるよう施設体制を強化する。

3 子供・子育て支援部事業関連統計

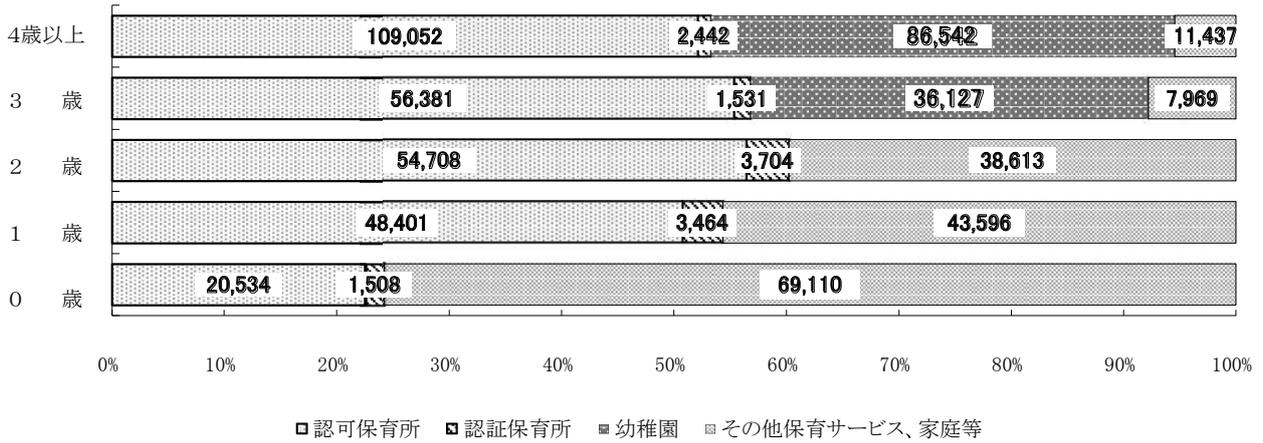
子供と家庭の現状

(1) 就学前児童数・年少人口数の推移（東京都）



資料:東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(各年1月1日現在)

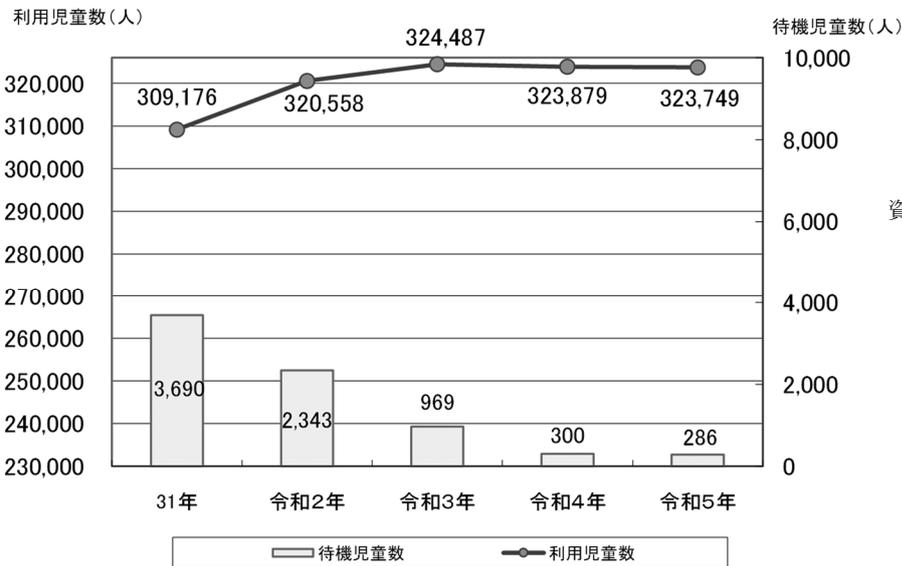
(2) 年齢別保育サービス利用状況



資料: 東京都福祉局調べ、文部科学省「学校基本調査—令和4年度(速報)」

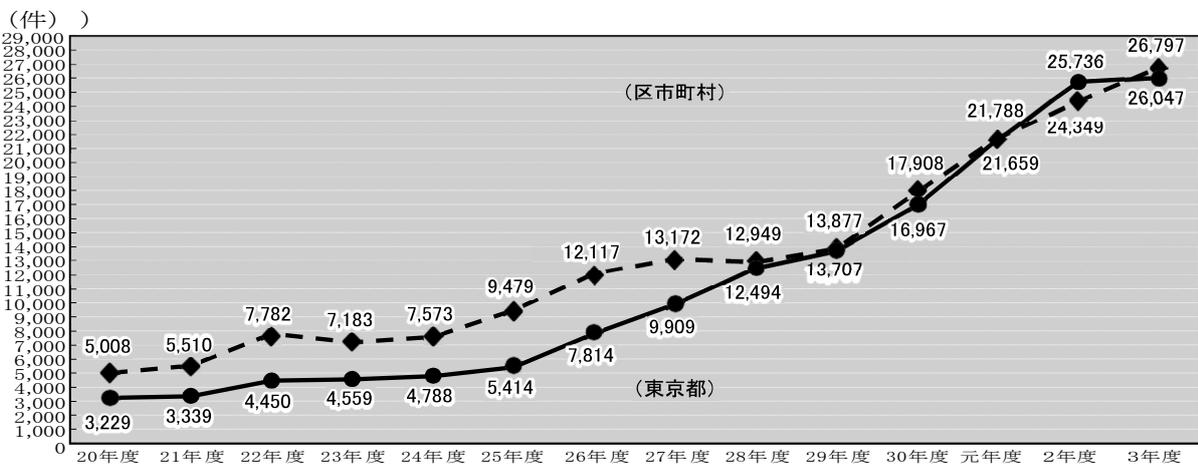
(注) 認可保育所、認証保育所は令和4年4月1日、幼稚園は令和4年5月1日現在の利用児童数

(3) 待機児童数及び保育サービス利用児童数の推移 (東京都)



資料: 東京都福祉局調べ
(各年5月1日現在)

(4) 虐待相談対応状況 (東京都、区市町村)

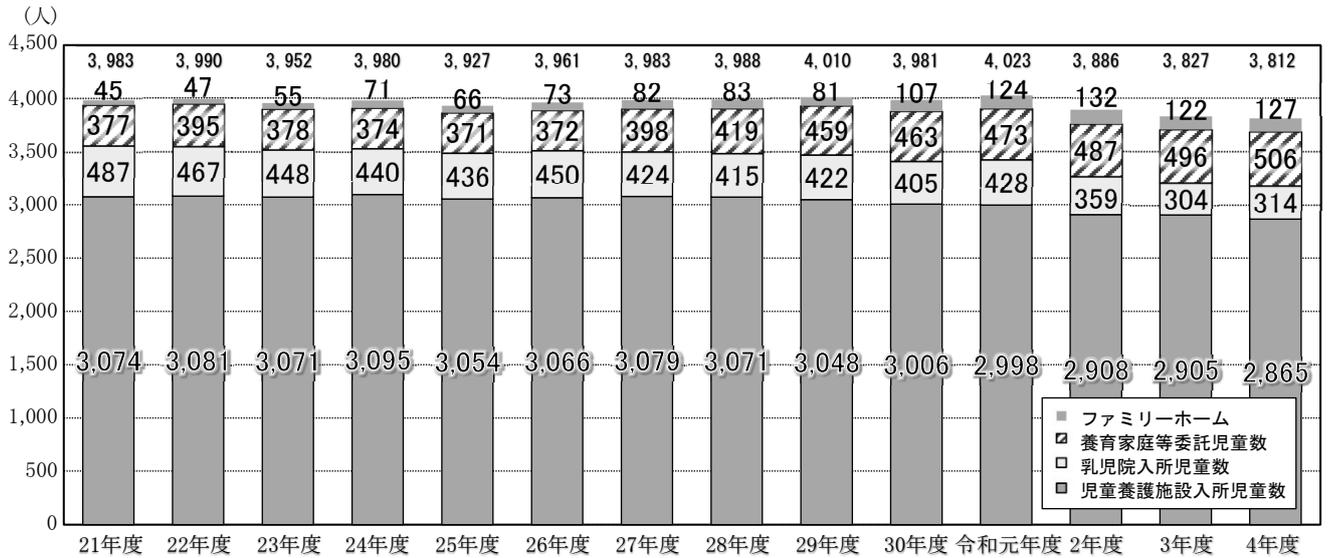


資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

(注) 区市町村については、虐待防止法の改正により区市町村が児童虐待の通告先に位置付けられた平成17年から統計をとっている。

(注) 令和2年度から特別区設置の児童相談所分を含む。(東京都)

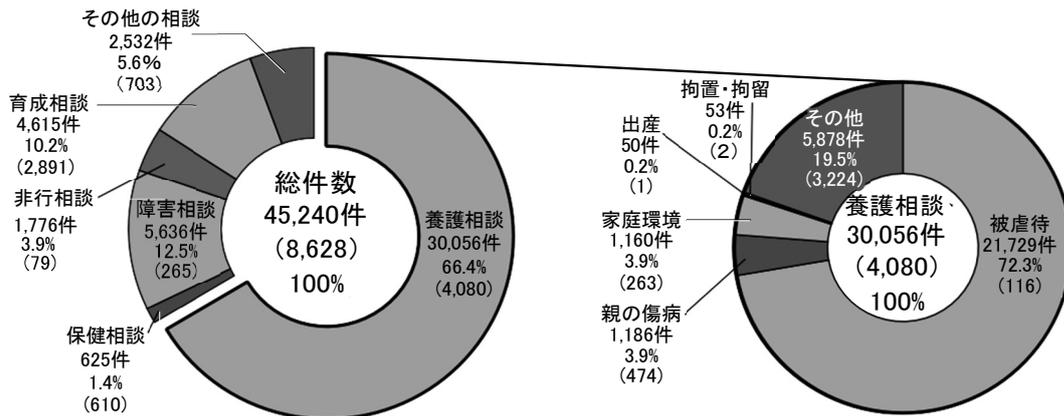
(5) 児童養護施設・乳児院入所及び里親委託数の推移（東京都）



資料:東京都福祉局調べ

(注) 児童養護施設入所児童及び乳児院入所児童数については各年度3月1日現在、養育家庭等委託児童数及びファミリーホーム入所児童数については各年度末現在

(6) 児童相談所相談別受理状況（令和3年度、東京都）



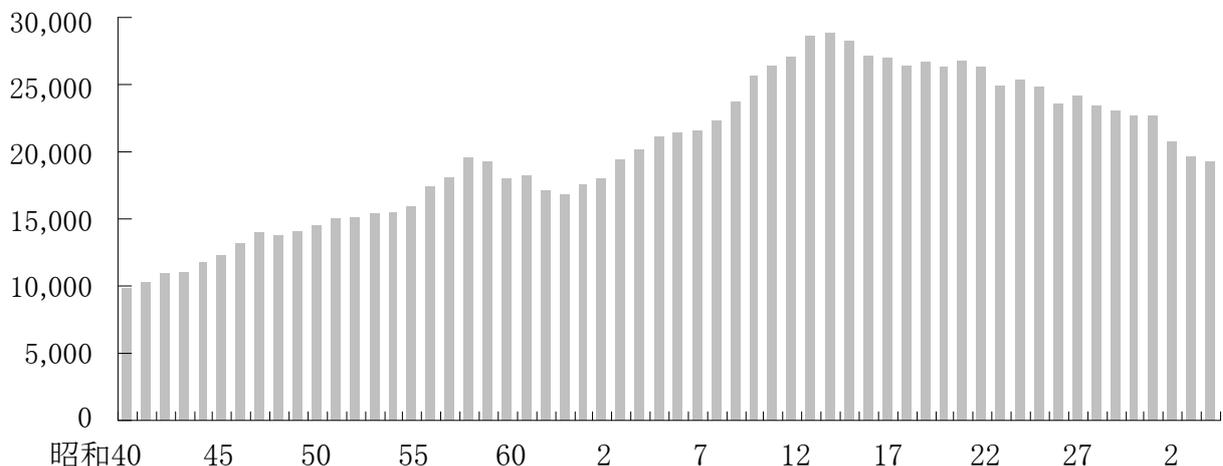
※ 相談別受理件数の割合の計は、各相談別受理件数の割合を算出する際に端数処理しているため、100%とまらない。

※ ()内は電話相談件数の再掲

※ 特別区設置の児童相談所分を除く。

資料:東京都福祉局調べ

(7) 離婚件数の推移（昭和40年から令和4年まで・東京都）



資料:厚生労働省「人口動態統計」

第2節

1 子供と子育て家庭への支援の総合的な推進

(1) 東京都児童福祉審議会（昭和23年度設置）

児童・妊産婦・知的障害者の福祉に関する事項、母子家庭及び父子家庭の福祉に関する事項、母子保健に関する事項を調査審議し、知事の諮問に答え、又は関係機関に意見を具申し、児童福祉行政の向上を期する。

(2) 東京都子供・子育て会議（平成25年度設置）

東京都子供・子育て支援総合計画の評価や変更に際し、あらかじめ意見を聴くとともに、子供・子育て支援施策の総合的、かつ計画的な推進に関して必要な事項及び施策の実施状況並びに幼保連携型認定こども園の認可等について、調査審議する。

(3) 「東京都こども基本条例」を踏まえた新たな取組（子供家庭支援区市町村包括補助事業で実施） （令和4年度事業開始）

東京都こども基本条例の趣旨を踏まえ、子供の意見表明や地域社会等への参加促進、子供の権利擁護に関する新たな取組を行う区市町村を支援する。（実施主体：区市町村）

2 保育

保育所等利用待機児童の解消などの課題に対応するため、多様な保育サービスを組み合わせ、年齢別の保育ニーズに見合ったサービスを提供するなど、様々な対策を実施している。

(1) 認可保育所

ア 現況

（令和5年4月1日現在）（単位：か所、人）

区分	施設数	定員	利用児童数
公立	800	83,898	75,647
私立	2,811	236,972	212,423
計	3,611	320,870	288,070

イ 施設整備費補助

(ア) 社会福祉法人等の保育所整備

- a 保育所等の整備（就学前教育・保育施設整備交付金）（平成27年度事業開始）（実施主体：区市町村）

※国から区市町村へ直接交付

(イ) 賃貸物件を活用した保育所整備

a 保育所等改修費等支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）（平成28年度事業開始）
（実施主体：区市町村）

※国から区市町村へ直接交付

b 賃貸物件による保育所等の開設準備経費補助事業（平成28年度事業開始）（実施主体：区市町村）

(ウ) 株式会社、NPO法人等の保育所整備

a 保育所等の整備（就学前教育・保育施設整備交付金）（平成27年度事業開始）（実施主体：区市町村）

※「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている等の一定の要件を満たす場合には、区市町村が認めた者（公立施設を除く。）は就学前教育・保育施設整備交付金の対象となる。国から区市町村へ直接交付

ウ 待機児童解消区市町村支援事業（平成21年度事業開始）（実施主体：区市町村）【「未来の東京」戦略】

保育の実施主体である区市町村が地域の実情に応じて実施する事業を広く支援し、保育サービスの拡充を図る。

(ア) 保育所等の開設準備支援事業

(イ) 事業者負担軽減のための開設準備経費補助等の充実事業

(ウ) 保育所等整備に係る区市町村負担の軽減

(エ) その他待機児童解消に資する事業

※令和5年度中の要綱改正に伴い、補助要件等の変更を予定

エ 保育所等の用地確保支援

(ア) 定期借地権利用による認可保育所等整備促進事業（平成22年度事業開始）（実施主体：区市町村）

(イ) 借地を活用した認可保育所等設置支援事業（平成26年度事業開始）（実施主体：区市町村）

(ウ) 都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業（平成19年度事業開始）（実施主体：東京都）

(エ) 民有地マッチング事業（平成25年度事業開始）（実施主体：区市町村）

(2) 認証保育所

ア 現況

(令和5年4月1日現在)(単位:か所、人)

区分	施設数	定員規模	定員
A型	381	20～120	13,565
B型	55	6～29	1,167
計	436	—	13,732

(幼稚園型認定こども園の1号・2号認定及び地方裁量型認定こども園の1号認定を除く。)

イ 認証保育所事業 (平成13年度事業開始)【「未来の東京」戦略】

大都市の多様な保育ニーズに対応するため、その特性に合わせた独自の基準による保育所を設ける。(実施主体：区市町村)

ウ 認証保育所等運営指導・研修事業 (平成21年度事業開始)

認証保育所等の質の確保・向上を図るため、事業者に対して保育士等の専門職を活用した運営指導を行うとともに、認証保育所施設長研修、認証保育所中堅保育士研修、家庭的保育者研修、認可外保育施設職員テーマ別研修、病児・病後児保育研修及び病児・病後児（訪問型）保育研修を実施する。(実施主体：東京都)

エ 認証保育所におけるウクライナ避難児童受入事業 (令和4年度事業開始)

ウクライナからの避難児童の受入に要する経費を補助し、避難児童及び保護者を支援する。(実施主体：東京都)

(3) 認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、①就学前の子供を保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、幼児教育と保育を一体的に提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備える施設に対して、都が認可又は認定を行う。

ア 現況

(令和5年4月1日現在)(単位:か所、人)

類型	施設数	定員	
		保育を必要とする子供	それ以外の子供
幼保連携型	55	6,219	3,647
幼稚園型	64	4,345	12,382
保育所型	58	5,780	1,036
地方裁量型	8	512	193
計	185	16,856	17,258

イ 施設整備費補助

(7) 幼保連携型

幼保連携型認定こども園について、就学前教育・保育施設整備交付金等を活用して整備を図る。(実施主体：区市町村)(平成27年度事業開始) ※ 国から区市町村へ直接交付

(イ) 保育所型

保育所型認定こども園について、就学前教育・保育施設整備交付金等を活用して整備を図る。

(実施主体：区市町村) (平成27年度事業開始) ※ 国から区市町村へ直接交付

(ウ) その他

国の補助対象とならない認定こども園について、開設準備経費等を補助し整備を図る。(子供家庭支援区市町村包括補助事業で実施) (実施主体：区市町村) (平成27年度事業開始) ※ 幼保連携型(幼稚園機能部分)及び幼稚園型は、生活文化スポーツ局で対応

(4) 認可外保育施設事業(令和元年度事業開始)

幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設等を利用する対象児童の保育料について、認可保育所保育料の全国平均額を限度としてその一部を子育てのための施設等利用給付に基づいて支弁する。(実施主体：区市町村)

(5) 家庭的保育事業(昭和35年度事業開始)

区市町村が認定する家庭的保育者がその居宅等において保育を行う事業を実施するための経費の一部を補助することにより、児童福祉の向上を図る。(実施主体：区市町村)

(6) 区市町村認可居宅訪問型保育促進事業(平成30年度事業開始)

地域型保育事業の一つである居宅訪問型保育事業を活用して待機児童解消に取り組む区市町村を支援することにより、居宅訪問型保育事業の活用を促進する。(実施主体：区市町村)

(7) ベビーシッター利用支援事業(平成30年度事業開始)【「未来の東京」戦略】

保育認定を受けたにもかかわらず、保育サービスを利用できずに養育する乳幼児が待機児童となっている保護者、0歳児で保育所等への入所申込みをせず、育児休業を1年間取得した後、復職する保護者、夜間帯保育を必要とする保護者又は日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育を必要とする保護者等が、認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料等の一部を助成する。

また、事業者による、巡回やウェブカメラの設置により、保育の質向上に取り組む事業者を支援する。

ア ベビーシッター事業者連携型(実施主体：東京都、区市町村及び公益社団法人全国保育サービス協会の3者)

イ ベビーシッターに係る交通費の助成(実施主体：区市町村)

ウ 保育の質向上に向けた支援(実施主体：東京都)

エ 一時預かり利用者への支援(実施主体：区市町村)

オ ウクライナ避難民への支援(実施主体：東京都)

(8) 認可外保育施設に対する指導監督

ア 認可外保育施設に対する指導監督（昭和55年度事業開始）

認可外保育施設（ベビーホテル、事業所内保育施設、居宅訪問型保育事業等 3,327施設（施設：921、居宅：2,406）（令和5年4月1日現在））の運営状況について調査及び指導監督を行い、施設の改善を図るとともに入所している児童の福祉の向上を図る。（実施主体：東京都）

イ 認可外保育施設に対する巡回指導体制強化事業（平成28年度事業開始）

認可外保育施設に対する巡回指導を強化することによって認可外保育施設の保育サービスの質の向上を図り、児童の安全・安心及び保護者の安心を確保する。（実施主体：東京都）

(9) 認可外保育施設利用支援事業（平成28年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

待機児童の解消に向けて、区市町村が実施する認可外保育施設利用者に対する負担軽減に係る費用の一部を補助することより、認可外保育施設の利用者を支援するとともに、地域の実情に応じた保育サービスの整備促進や質の向上を図る。

また、多子世帯に対し都独自に認可外保育施設利用者の負担軽減を図ることで、安心して子供を産み育てられる環境づくりを推進する。（実施主体：区市町村）

(10) 認可外保育施設改修費等支援事業（令和4年度事業開始）

指導監督基準を満たしていない認可外保育施設に対し、基準を満たすための改修及び移転等に要する経費の一部を補助し、基準への適合を支援することにより、認可外保育施設の質の確保・向上を図る。（実施主体：区市町村）

(11) 企業主導型保育事業活用支援事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業で実施）（令和元年度事業開始）

既存の企業主導型保育施設の地域枠の活用や利用促進に取り組む区市町村を支援する。（実施主体：区市町村）

(12) 研修参加代替職員確保補助事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業で実施）（令和2年度事業開始）

認可外保育施設職員が研修等へ参加するに当たって、その職員の代替として勤務する職員の確保に取り組む区市町村を支援することにより研修機会を確保し、認可外保育施設の質の確保・向上を図る。（実施主体：区市町村）

(13) 認可化移行総合支援事業（平成25年度事業開始）

認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業への移行を希望する認可外保育施設に対して、移行に当たり必要となる経費を補助することにより、保育サービスの供給を増やし、子供を安心して育てることができる体制を整備する。（実施主体：区市町村）

(14) 認証化移行支援事業（平成30年度事業開始）

認証保育所への移行を目指す認可外保育施設に対して財政支援をすることにより、認可外保育施設の保育の質を確保するとともに、待機児童解消に向けた受け皿を拡大する。（実施主体：区

市町村)

- (15) 夜間帯保育事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業で実施）（令和元年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

夜間帯の保育や24時間保育に取り組む認証保育所等を支援することで、都民が安心して利用できる夜間帯の保育及び休日の保育を提供する。（実施主体：区市町村）

- (16) 認証保育所1歳児受入促進事業（令和2年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

認証保育所の空き定員や余裕スペース等の既存の社会資源を有効に活用することで、保育利用ニーズの高い1歳児に対する保育サービス拡大を図る区市町村を支援する。

- (17) 院内保育施設運営費補助（昭和49年度事業開始）

都内の病院及び診療所に勤務する職員のために院内保育施設を運営する事業者に対し、運営費を助成し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進する。（実施主体：国立及び都立を除く都内の病院及び診療所）

- (18) 院内保育所整備費補助（平成20年度事業開始）

都内の病院及び診療所が院内保育施設を設置するための経費の一部を補助し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進する。（実施主体：国立及び都立を除く都内の病院及び診療所）

- (19) 病児保育事業（平成21年度事業開始）

保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において、病中又は病気の回復期の児童に対して保育及び看護ケアを行う、病児・病後児保育施設に係る事業費の一部を支援する。（実施主体：区市町村又は区市町村が認めた者）

ア 病児・病後児対応型

イ 体調不良児対応型

ウ 非施設型（訪問型）

エ 送迎対応

- (20) 病児保育促進事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業で実施）（平成26年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

病児・病後児保育施設を活用して、認可保育所等に対する病児ケアに係る情報を発信する取組や、利用者の利便性向上を図るため予約状況等の確認ができる仕組みの構築等を行う区市町村を支援する。（実施主体：区市町村）

ア 病児ケア対応力向上支援事業

イ 病児・病後児保育施設賃借料補助事業

ウ 予約受付・管理システム構築事業

- (21) 病児保育施設整備費補助（平成28年度事業開始）

病中又は病気の回復期の児童を、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う病児・病後児保育施設の新設、増改築等の整備費等を補助する区市町村を

支援する。（実施主体：区市町村）

(22) 医療的ケア児保育支援事業（令和元年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

保育所等に、認定特定行為業務従事者である保育士等や、看護師、准看護師、保健師又は助産師を配置し、医療的ケアに従事させることや、保育士等が医療的ケアを行うために必要な研修受講、医療的ケア児の受入れの判断をするための検討会の設置への支援等を行うことで、保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備し、地域生活支援の向上を図る事業に対し、その費用の一部を補助する。（実施主体：区市町村）

(23) 延長保育事業（平成22年度事業開始）

就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育認定を受けた児童について、通常の利用日並びに利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図る。

（実施主体：区市町村）

(24) 保育環境改善等事業（平成元年度事業開始）

駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用して、保育所等の設置及び障害児や医療的ケア児を受け入れるための改修等を促進し、もって児童の福祉の向上を図る。（実施主体：区市町村）

(25) 定期利用保育事業（平成22年度事業開始）

パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に対応し、一時預かり事業等の空きスペース・定員を活用するなどして、保育所等において児童を一定程度継続的に保育する事業を支援し、安心して子育てができる環境を整備する。（実施主体：区市町村又は区市町村が適切と認めた者）

(26) 保育所等における地域の子育て支援事業（令和5年度事業開始）【新規】

地域の子育て家庭からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うなどの保育所等の取組を支援し、地域の子育て家庭の育児不安の軽減を図る区市町村を支援する。

(27) 緊急1歳児受入事業（平成30年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

認可保育所等の空き定員や余裕スペースを活用し、1歳児を継続的に保育する事業を行う区市町村に対し補助を行う。（実施主体：区市町村）

(28) （東京都）保育士等キャリアアップ補助（平成27年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに取り組む事業者を支援し、保育士の確保・定着を図り、保育サービスの向上を図る。（実施主体：区市町村、社会福祉法人等）

(29) （東京都）保育サービス推進事業（平成27年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

保育所等の特性と創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、都民の多様な保育ニーズに対応した福祉サービスの確保と利用者の福祉の向上を図る。（実施主体：区市町村、社会福

社法人等)

(30) 保育力強化事業（平成27年度事業開始）

障害児保育、アレルギー児対応等の推進や認証保育所独自の取組などにより、地域の実情に応じて保育サービスの向上に取り組む区市町村を支援する。（実施主体：区市町村）

(31) 送迎保育ステーション事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業で実施）（平成26年度事業開始）

近隣に入所可能な保育所等がない児童に対し、自宅から遠距離にある施設でも通所を可能にするため、保護者にとって利便性の良い場所にある保育所や学校、児童館などを送迎ステーションとして設置し、保育士の付添いの下、送迎バス等で児童を送迎することにより、安心して子育てができる環境の整備を図る。（実施主体：区市町村）

(32) 保育士等キャリアアップ研修支援事業（平成30年度事業開始）

技能・経験を積んだ職員に対する国の新たな処遇改善等加算の要件となっている保育士等キャリアアップ研修を実施する指定研修実施機関を支援する。（実施主体：東京都（研修の実施主体は指定研修実施機関））

(33) 保育人材確保事業【「未来の東京」戦略】

ア 保育士就職支援研修及び就職相談会（平成21年度事業開始）

保育サービスを支える人材を確保するため、保育士OB等有資格者等を対象とした保育現場の最新情報に関する研修と求人求職情報等の情報提供を一体的・効果的に実施する。（実施主体：東京都（社会福祉法人東京都社会福祉協議会に委託）、実績：研修・就職相談会年4回、オンライン実施）

イ 就職支援セミナー（座学）・現場実習（平成23年度事業開始）

保育所勤務未経験者やブランクの長い保育士有資格者を対象に、就職に必要な知識を習得するための講座を開講するとともに、希望者に対しては現場実習を実施する。（実施主体：東京都（社会福祉法人東京都社会福祉協議会に委託）、実績：座学年7回、現場実習年7回）

ウ 保育人材コーディネーターの配置による再就職支援等（平成21年度事業開始）

採用募集状況の把握・求職者ニーズにあった就職先の提案、就職後のアフターフォローを行うとともに、求職者及び雇用者双方のニーズ調整等を行う。（実施主体：東京都（社会福祉法人東京都社会福祉協議会に委託）、実績：5名配置）

エ 高校生向け職場体験（平成27年度事業開始）

保育士を目指す、又は保育の仕事に興味を持っている都内の高校生を対象とした保育施設での職場体験を行い、保育士の仕事への理解・興味を深める。（実施主体：東京都（社会福祉法人東京都社会福祉協議会に委託）、実績：842人）

オ 社会保険労務士による定着支援（令和5年度事業開始）【新規】

対面・双方向による講座を開講し、事業者から挙げられた課題を踏まえ、課題解決の糸口を見出し、職場環境の整備を進め、職員の定着を目指す。（実施主体：東京都（社会福祉法人東京都社会福祉協議会に委託））

カ 保育士養成施設への入学者確保に向けた取組（令和元年度事業開始）

都内の高校生を対象に、保育の仕事の魅力発信に加え、保育士養成施設の学校説明会等を一体的に行うイベントを開催する。（実施主体：東京都）

キ 潜在保育士向けガイドブックの配布・普及啓発（令和元年度事業開始）

潜在保育士が抱えている不安を取り除き、再び保育士として働くことを具体的にイメージしてもらうことを目的としたガイドブックの配布・普及啓発を行い、潜在保育士の再就業を促進する。（実施主体：東京都）

ク 保育の魅力発信事業（令和5年度事業開始）【新規】

保育に特化した常設のプラットフォームを開設し、保育の魅力やそのやりがい等について情報を発信する。（実施主体：東京都）

(34) 保育人材確保支援事業（平成30年度事業開始）

保育の受け皿拡大に伴い必要となる保育人材を確保するため、新規資格取得者の確保、就業継続支援、離職者の再就職支援など、保育人材の確保・定着に関する取組に要する費用の一部を補助することにより、子供を安心して育てられる環境を整備する。（実施主体：区市町村）

(35) 保育従事職員資格取得支援事業（一部子供家庭支援区市町村包括補助事業で実施）（平成25年度事業開始）

保育従事職員の資格取得支援を行う事業者に対して、経費の一部を補助することにより、地域における保育人材の確保を図る。（実施主体：区市町村）

(36) 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業（平成26年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

保育従事職員用の宿舍の借上げを行う区市町村及び事業者に対して、経費の一部を補助することにより、保育人材の確保、定着及び離職防止を図る。（実施主体：区市町村）

(37) 保育士修学資金貸付等事業（平成25年度事業開始）

指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金や保育士資格を持たない保育補助者の雇上げに必要な費用、未就学児を持つ保育士の子供の保育料、潜在保育士の再就職のための準備に必要な費用、未就学児を持つ保育士の子供の預かり支援に必要な費用を貸し付けることにより、保育人材の確保及び定着を図る。（実施主体：社会福祉法人東京都社会福祉協議会）

(38) 保育士養成施設に対する就職促進支援事業（平成28年度事業開始）

卒業予定の学生に対する保育所等への就職を促すための取組を積極的に行っている指定保育士養成施設に対して、就職促進のための費用を助成することで新卒者の保育所等への就職を促進することにより、新規資格取得者の確保を図る。（実施主体：指定保育士養成施設）

(39) 地域における保育力アップ推進事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業で実施）（令和元年度事業開始）

保育の質の確保・向上を図るため、保育所間の交流や園長会における意見交換など、地域交流の推進に取り組む区市町村を支援する。（実施主体：区市町村）

(40) 地域における保育人材就労サポート事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業で実施）（令和2年度事業開始）

保育士の負担軽減を目的として、保育所等において保育補助者や保育に係る周辺業務に従事する人材を確保するため、就労に当たって必要となる知識の付与や就職のサポート等に取り組む区市町村を支援する。（実施主体：区市町村）

(41) 子供主体の保育普及促進事業（一部子供家庭支援区市町村包括補助事業で実施）（令和3年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

「自然を活用した東京版保育モデル」の考え方を踏まえ、保育所等における子供を中心とした保育実践の普及促進を図る。

ア 保育者向けの研修を実施する区市町村を支援（実施主体：区市町村）

イ アドバイザーの派遣（実施主体：東京都）

(42) 保育所等賃借料補助事業（平成28年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

賃貸物件を用いた認可保育所や小規模保育等の開設後の建物賃借料の一部を補助する区市町村を支援することにより、保育所等の整備促進及び開設後の運営の安定化を図る。（実施主体：区市町村）

(43) 保育体制強化事業（平成26年度事業開始）

地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（保育支援者）を、保育に係る周辺業務や園外活動時の見守り等に活用することで保育士の負担を軽減し、保育士の定着や児童の安全確保を図る。（実施主体：区市町村）

(44) 保育補助者雇上強化事業（平成28年度事業開始）

保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の配置を支援し、もって保育所等における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図る。（実施主体：区市町村）

(45) 保育所等におけるデジタル化推進事業（平成29年度事業開始）

保育所等におけるデジタル化を推進することで、保育士の業務負担軽減を図るとともに、保護者にとって必要な情報等を把握しやすくすることによって、児童の福祉の向上を図る。

(46) 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業（平成29年度事業開始）

保育所、認定こども園等が質の確保に資する各基準を遵守・留意するとともに、保育中の死亡事故等の重大事故を防止するため、各基準の遵守状況や睡眠中等の重大事故が発生しやすい場面等に関する巡回支援指導を行う区市町村を支援する。（実施主体：区市町村）

(47) 保育所等利用多子世帯負担軽減事業（令和元年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

子供を2人以上持つ世帯が保育所等を利用した際に負担する第2子以降の保育料を軽減することにより、安心して希望する人数の子供を産み育てることができる環境づくりの推進を図る。

（実施主体：区市町村）

(48) 幼児教育・保育無償化実施事業費補助金（令和元年度事業開始）

区市町村における幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、その実施に要する費用の一部を補助することで、幼児教育・保育の無償化を円滑に実施することを支援する。（実施主体：区市町村）

(49) 保育所等における要支援児童対応推進事業（令和2年度事業開始）

保育所等において、保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所等における要支援児童、要保護児童及びその保護者の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る。（実施主体：区市町村）

(50) 保育所等のBCP策定支援事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業で実施）（令和5年度事業開始）【新規】

保育所等におけるBCPの策定を支援するとともに、既策定施設においても実効性の確保を行い、非常災害等の発生時における保育所等の事業継続力の向上を図ることを目的とする。（実施主体：区市町村）

(51) 保育所等における送迎バス等安全対策支援事業（令和4年度事業開始）

令和4年9月に発生した園児置き去り事故を踏まえた緊急対策として、送迎バス等への安全装置の設置を支援するなど、子供の安全・安心を確保するための区市町村の取組を支援する。（実施主体：区市町村）

(52) 保育士資格管理事務（令和5年度事業開始）【新規】

児童福祉法改正に伴う保育士登録の取り消しなどの厳格化に伴い、保育士への調査や事実認定等に対応できる体制を整備する。

(53) 保育所等物価高騰緊急対策事業（令和4年度事業開始）

物価高騰等に直面する都内の保育所等を支援することを目的として、支援金を支給する。（実施主体：東京都）

3 子育て支援

全ての子供と家庭が必要なときに身近な地域でサービスを受けられるよう、サービスの質と量の充実及び相談機能の強化に取り組んでいる。

(1) 子供家庭支援センター事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業で実施）（平成7年度事業開始）

子供と家庭に関する総合相談、子供家庭在宅サービス等の提供及び調整、地域組織化等の事業を行う子供家庭支援センターを設置運営し、地域の子供と家庭に関する支援ネットワークを構築する。(実施主体：市町村（区部は財政調整交付金）)

事業内容及びセンターの種類は以下のとおりである。

ア 子供家庭支援センター

従来からの機能に加え、児童相談所と連携し、虐待の早期発見や地域における見守り機能の強化を目的とし、以下の①から④までの事業を行う。

また、平成21年度から⑤の事業を選択実施できることとした。

①子供家庭総合ケースマネジメント事業（総合相談、子供家庭在宅サービスの提供及びサービス調整、児童虐待相談等の連絡・調整）、②地域組織化事業、③養育支援訪問事業、④在宅サービス基盤整備事業、⑤専門性強化事業（Ⅰ虐待対応の強化及びⅡ心理的ケアへの取組）

イ 子供家庭支援センター（小規模型）

町村部における子供家庭支援センターの設置促進のため、平成17年度から創設した。

上記①及び②の事業を実施するほか、④及び⑤のⅡの事業を選択して実施することができる。

(単位：か所)

区 分		令和5年度予算規模	令和3年度実績
子供家庭支援センター		31	30
子供家庭支援センター (小規模型)		5	5
在宅サービス基盤整備事業		31	19
専門性強化事業	虐待対応の強化	31	23
	心理的ケアの取組	31	15

(2) 虐待対策コーディネーター事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業で実施）（平成23年度事業開始、平成26年度再構築）【「未来の東京」戦略】

区市町村が児童虐待ケースにより的確に対応できるようにするため、子供家庭支援センターに虐待対策コーディネーターを配置し、センターの組織的な対応力を強化するとともに、関係機関との連携を促進する。(実施主体：区市町村)

(3) 子供家庭支援センター地域支援力強化事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業で実施）（令和元年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

ア 主任虐待対策ワーカー事業

子供家庭支援センターに経験豊富なワーカーである「主任虐待対策ワーカー」を配置することにより、安定したケースワークの実施や組織全体の相談対応力向上を図る。

イ 要保護児童対策地域協議会活性化促進事業

子供家庭支援センター又は区市町村の要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）に、会議開催に向けた事務を行う事務職員を配置することで、実務者会議や個別ケース検討会議など要対協の円滑な開催を図る。

ウ 地域の相談対応力強化事業

平日の夕方以降（19時を超えて）又は土日に、開所又は電話での相談体制を整備する子供家庭支援センターに対して補助を実施することで、地域における子供と家庭に関わる相談機関として対応力強化を図る。

(4) 虐待対策ワーカー業務の委託支援事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業で実施）（令和5年度事業開始）【新規】

子供家庭支援センターの虐待対策ワーカーが行う業務（初期調査等）の一部を委託する経費を補助することにより、児童虐待の相談や支援等に対応する体制を強化する。

(5) 一時預かり事業（平成3年度事業開始）

保護者の疾病・入院・災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の軽減等により緊急・一時的に保育が必要な児童を保育所等で一時的に預かる。（実施主体：区市町村又は区市町村が認めた者）

(6) 多様な他者との関わりの機会の創出事業（令和5年度事業開始）【新規】

保護者の就労等の有無にかかわらず、幼稚園や保育所等で0～2歳児を中心に子供を預かり、非認知能力向上など、健やかな成長のため多様な他者との関わりの機会を創出する。（実施主体：区市町村又は区市町村が認めた者）

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（子ども・子育て支援交付金及び子供家庭支援区市町村包括補助事業で実施）（平成9年度事業開始。平成19年度から産業労働局から引き継ぎ実施）

「育児の援助を行う人（提供会員）」と「育児の援助を受ける人（依頼会員）」から成る会員組織で、保育施設等への送迎や会員宅での子供の預かり等、地域において育児に関する援助活動を行うことにより、仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、子育て世帯の福祉の増進を図る。（実施主体：区市町村、実績：53区市町村）

(8) ファミサポマイスター推進事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業で実施）（平成30年度事業開始）

ファミリー・サポート・センターで子育てを援助する提供会員に対し、子育てに関する研修の受講を要件として報酬増額を図り、提供会員の質と量を確保する。（実施主体：区市町村）

(9) 子供の居場所創設事業（平成28年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

子供やその保護者が気軽に立ち寄れる地域の「居場所」を創設し、子供に対する学習支援や食事提供をはじめとした生活支援、保護者に対する養育支援を行うことで、様々な事情を有する子供と保護者に対して包括的な支援を行い、生活の質の向上と地域全体で子供や家庭を支援する環境を整

備する。(実施主体：区市町村)

- (10) 子供食堂推進事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業で実施）（平成30年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

民間団体等が行う地域の子供たちへの食事や交流の場を提供する子供食堂の取組について、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援するとともに、子供食堂の開催に加え、配食や宅食を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる子供食堂の取組を支援する。(実施主体：区市町村)

- (11) 親の子育て力向上支援事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業で実施）（平成20年度事業開始）

育児支援と虐待の未然防止を推進するため、親の状況に合わせた段階的プログラムとして、親同士が自分の力を出し合い、相互に学び合うグループ支援を実施する。(実施主体：区市町村)

- (12) 子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）（平成3年度事業開始）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所である子育てひろばを設定し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

また、子育てひろばの設置数の増加を促すとともに、相談対応等に関する実践的な研修を実施する。(実施主体：区市町村)

- (13) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（平成19年度事業開始）

乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うことにより地域の中で子供が健やかに育成できる環境整備を図る。(実施主体：区市町村)

- (14) 養育支援訪問事業（平成17年度事業開始）

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した養育支援が特に必要であると判断した家庭又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする。(実施主体：区市町村)

- (15) 子育て世帯訪問支援臨時特例事業（令和3年度事業開始）

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。(実施主体：区市町村)

- (16) 保護者支援臨時特例事業（令和3年度事業開始）

子供との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子供との関わり方等を学ぶためのペアレントトレーニングを実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるこ

とにより、健全な親子関係の形成を図ることを目的とする。(実施主体：区市町村)

(17) 子供を守る地域ネットワーク機能強化事業（平成26年度事業開始）

区市町村において、子供を守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。(実施主体：区市町村)

(18) 子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業で実施）（平成29年度事業開始）

要保護児童対策調整機関に地域の学校や子育て支援施設等の関係機関を巡回・支援するチームを設置し、課題や不安を抱える家庭等の情報収集を行い、早期に必要な支援につなげる取組により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を図る。(実施主体：区市町村)

(19) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）（平成5年事業開始）

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において一定期間、養育及び保護を行う。(実施主体：区市町村)

(20) 母子一体型ショートケア事業（平成24年度事業開始）（子供家庭支援区市町村包括補助事業で実施）

見守りが必要な母子等に対し、母子生活支援施設において、母子ともに滞在型のショートステイを実施し、育児・家事指導を行うことにより、その後の生活支援を行う。(実施主体：区市町村)

(21) ショートステイ事業の拡充（子供家庭支援区市町村包括補助事業で実施）（平成30年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

ショートステイ事業の当日の利用申込みに対応した利用枠の確保や、ショートステイ事業を受託する協力家庭に対する支援、個別対応を要する児童の受入対応充実を行い、利用者ニーズに応じた体制を整備する区市町村を支援する。(実施主体：区市町村)

(22) 子育て短期支援整備等事業（令和3年度事業開始）

子育て短期支援事業の実施に当たり、保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたときに安定して利用することができるよう、子育て短期支援事業の安定的な提供体制の整備を推進するため、子育て短期支援事業専用の居室の整備に要する費用の一部を支援することや、専従・専任職員の配置支援を行い、多様化する支援ニーズに応じた支援の提供を臨時特例として実施すること等により、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図る。(実施主体：区市町村)

(23) 乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境の整備事業（赤ちゃん・ふらっと事業）（平成20年度事業開始）

保育所、児童館、公民館、図書館その他不特定多数の者が利用する施設等において、授乳、お

むつ替え等のための施設設備（以下「赤ちゃん・ふらっと」という。）の設置を促進し、赤ちゃん・ふらっとの所在等を広く周知することにより、乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめる環境を整備する。（実施主体：都内において赤ちゃん・ふらっとを設置する者）

- (24) 子育て家庭に対するアウトリーチ型の食事支援事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業で実施）（令和元年度事業開始）

公的な支援につながっていない子供のいる家庭や食の支援を必要とする家庭等に、食事の調理を行うヘルパーやボランティア等を派遣し、養育力の向上及び子供の健康の増進を図りながら、家庭の現状と課題を把握し、適切な支援につなげることで、子供の健やかな成長を支援する。

（実施主体：区市町村）

- (25) 子供と子育て家庭に対する安心安全確保対策支援事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業で実施）（平成24年度事業開始）

東日本大震災の影響の継続や、今後発生が予測される首都直下型地震等の大規模災害に備え、子供や子育て家庭の安心安全を高めるための区市町村の取組を支援する。（実施主体：区市町村）

- (26) 子供家庭支援区市町村包括補助事業（平成21年度事業開始）

区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実に資する事業を支援することにより、東京都における福祉保健施策総体の向上を図る。（実施主体：区市町村、規模：予算額5,694,000千円）

対象事業は、区市町村が地域の実情に応じて主体的に実施する子供家庭支援に関わる次の事業

（ただし、知事が特に認める場合を除き、他の制度により補助されている事業、他の都制度の補助要件を満たしていないために補助対象外とされる事業等は除く。）とする。

令和5年度 子供家庭支援区市町村包括補助事業一覧

1 先駆的事業	新たな課題に取り組む事業で、市町村独自の創意工夫によるもの
	子供主体の保育に係る保育者向け研修
	学童クラブ待機児童対策提案型事業
	「東京都こども基本条例」を踏まえた新たな取組
2 選択事業 (サービスの充実)	保育所等のBCP策定支援事業
	病児保育促進事業（原則、中核市を除く）
	夜間帯保育事業
	居宅訪問型保育利用支援事業
	研修参加代替職員確保補助事業
	企業主導型保育事業活用支援事業
	送迎保育ステーション事業（中核市を除く）
	現任保育従事職員資格取得支援事業（中核市を除く）
	保育従事職員等職場定着支援事業（中核市を除く）
	地域における保育力アップ推進事業
	地域における保育人材就労サポート事業
	子供食堂推進事業
	子育て家庭に対するアウトリーチ型の食事支援事業
	親の子育て力向上支援事業
	ショートステイ事業の拡充
	要支援家庭を対象としたショートステイ事業
	子供家庭支援センター事業（市町村対象）
	虐待対策コーディネーター事業
	主任虐待対策ワーカー事業
	要保護児童対策地域協議会活性化促進事業
	地域の相談対応力強化事業
	虐待対策ワーカー業務の委託支援事業
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
	ファミサポマイスター推進事業
	子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業
	児童館職員資質向上のための資格取得支援事業
	シニア世代・シニア予備群を活用した中高生の居場所・学び・遊び支援事業
	サポートコンシェルジュ事業
	要支援家庭の早期発見・支援事業
	乳幼児発達健康診査（市町村対象）
	乳児用液体ミルクの普及啓発
	子供手帳モデル活用支援事業
	ひとり親家庭相談体制強化事業
ひとり親家庭自立支援プログラム策定推進事業	
母子・父子等緊急一時保護事業	
母子一体型ショートケア事業	
子供と子育て家庭に対する安心安全確保対策支援事業	
その他サービスの充実に係る事業	
3 選択事業（基盤整備）	子育て支援に資する基盤整備全般
4 一般事業	ひとり親家庭の就業・自立促進のためのホームヘルプサービス事業市町村対象)
	保育所産休等代替職員費補助
	入院助産保護費都加算補助（市対象）（中核市を除く）
	認可外保育施設（ベビーホテル等）第三者評価受審費補助事業

(26) 未就園児等全戸訪問事業（令和2年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、未就園児等のいる家庭を訪問し、児童の安全確認を行う区市町村を支援する。(実施主体：区市町村)

(27) サポートコンシェルジュ事業（令和3年度事業開始）

乳幼児健診未受診児や未就園児、不就学児等への訪問等により把握した家庭のうち、見守りが必要な家庭について、家庭への訪問や関係機関等との連携により、継続的な状況把握と適時適切な支援を行う。(実施主体：区市町村)

(28) ヤングケアラー支援事業（令和4年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげられるよう、関係機関の連携強化を図るため、関係機関の合同研修やヤングケアラー・コーディネーターの研修を実施するとともに、区市町村におけるコーディネーターの配置促進を支援する。また、ピアサポート等の相談支援や相談があったヤングケアラーに家事支援ヘルパーの派遣等を行う団体やヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンを開催する団体を支援する（実施主体：東京都、区市町村、NPOや民間団体等）。

(29) 児童相談におけるデジタル化推進事業（令和4年度事業開始）

児童相談所等との相談支援体制の構築・強化を図り、子供の福祉の向上に資するため、区市町村におけるデジタル化を推進し、テレビ会議等の活用を促進するとともに、業務負担の軽減を図ることを目的とする。(実施主体：区市町村)

(30) 利用者支援事業（平成25年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

子供及びその保護者等又は妊娠している方が、その選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、身近な場所で、情報提供、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、必要な支援を行う。(実施主体：区市町村)

(31) 東京都子育て支援員研修（平成27年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、必要な知識や技能等を修得するための研修を実施し、子育て支援員の養成と質の担保を図る。(実施主体：東京都)

(32) 子供の貧困対策支援事業（平成29年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

生活に困窮する子育て家庭等を必要な支援につなげるため、専任職員を配置し、子供の貧困対策の推進を図る。(実施主体：区市町村)

(33) 子育てサポート情報普及推進事業（平成29年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

生活に困窮する子育て家庭等を必要な支援につなげるため、子育て支援等の施策の周知を強化することで、子供の貧困対策の効果的な推進を図る。(実施主体：東京都)

(34) 子育て推進交付金（平成18年度事業開始）（実施主体：市町村）

ア 目的

子育て支援の主体である市町村が、地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよ

う、これまでの都加算補助金等を再構築して交付金を創設し、全ての子供と家庭を対象とした支援策の充実を図る。

イ 対象事業

市町村が実施する子育て支援事業及び市町村以外の事業者が実施する子育て支援事業に対し市町村が補助する事業（ただし、現金給付的事業及び社会福祉施設等に関する施設・設備整備に関する事業を除く。）

ウ 交付金の項目

(ア) 基本分…単位費用（児童一人当たり単価）により、児童数等に応じて交付する。

※ 特例分

a 小規模特例…児童人口1,500人未満の市町村に対し児童数に応じ一定額を交付する。

b 密度特例…1平方キロメートル当たりの児童人口密度300人未満の市町村に対し児童数に応じ一定額を交付する。

(イ) 政策誘導分…各市町村における子育て支援施策の実施状況に応じて交付する。

(ウ) 規模増分…認可保育所・学童クラブの規模増に係る経費を交付する（平成19年度から）。

エ 予算額及び実績額

(単位:千円)

区 分	令和5年度(予算)	令和4年度(実績)
基本分及び政策誘導分	14,363,628	14,355,574
規模増分	7,203,232	6,768,374
合計	21,566,860	21,123,948

(35) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備等事業（令和3年度事業開始）

子育て世代包括支援センター（母子保健法第22条に規定する母子健康包括支援センターをいう。）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉法第10条の2に規定する拠点をいう。）の一元的なマネジメント体制の構築に向けて、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設の整備に要する費用を支援するとともに、母子保健と児童福祉双方に十分な知識を有する統括支援員を配置する際の必要な費用の補助等により、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の双方が情報共有を徹底し、協働して妊産婦、子育て世帯、子どもの状況把握、相談支援等を行う等、連携強化の一層の推進を図ることを目的とする。

（実施主体：区市町村）

(36) 特定妊婦等支援整備等事業（令和3年度事業開始）

予期せぬ妊娠などを理由に支援を必要とする妊産婦等に対して、相談支援の実施や看護師等の専門性を活かした助言等、医療機関等その他関係機関へのつなぎ等の支援を提供する居場所の整備等に要する費用の一部を支援するとともに、支援の必要性の把握を行い、相談支援の実施や出産までの間、安心して生活を送ることができる居場所の提供等を行うことで、支援が必要な妊産婦等が安心した生活を行うことができるよう支援することを目的とする。（実施主体：中核市、児

童相談所設置区市、区市及び福祉事務所設置町村)

(37) 子供・子育て応援とうきょう事業（令和3年度事業開始、子育て応援とうきょうパスポート事業は平成28年度事業開始）【再構築】【「未来の東京」戦略】

子育て支援に取り組む様々な分野の機関、団体、区市町村と連携・協力し、社会全体で子育てを支援する取組を推進することにより、子供と子育て家庭を応援する機運の醸成を図る。

また、育児不安の解消のための情報や、子育てのヒントとなるような情報を容易に得ることができるよう「とうきょう子育てスイッチ」アプリ・サイトの情報を拡充する。

(38) 018サポート（令和5年度事業開始）【新規】【「未来の東京」戦略】

子供一人ひとりの成長を等しく支えるため、0歳から18歳までの全ての子供に月額5,000円を支給する。(実施主体：東京都)

4 児童健全育成

児童の健全な育成を図るため、学童クラブの運営への補助などを行っている。

(1) 学童クラブ運営費補助（昭和38年度事業開始）

児童福祉法の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない都内小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室・児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。（実施主体：区市町村）

実績（財政調整交付金算入分を含む。）

（令和4年5月1日現在）（単位：か所、人）

区 部		市町村部		計	
施設数	登録児童数	施設数	登録児童数	施設数	登録児童数
1,133	79,988	797	47,553	1,930	127,541

〔補助内容〕

※ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準どおり放課後児童支援員、補助員を配置した場合の補助基準額。その他、放課後児童支援員を1名のみ配置した場合等については、別途、補助基準額あり。

※ 新型コロナウイルス感染症対策に係る特例措置分として、小学校の臨時休業等により学童クラブを午前中から開所する場合の運営費等の補助については、別途、補助基準額あり。

補助事業	補助基準額 (支援の単位当たり年額)	補助率
開所日数250日以上 ※ ・支援の単位を構成する児童数 1人～70人 ・支援の単位を構成する児童数 71人以上	2,036千円～4,734千円 2,917千円	1/3
開所日数加算(1日8時間以上開所する場合)	19千円×(年間開所日数-250日)	
長期休暇支援加算 ・長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合	19千円×(要件に該当する開所日数)	
長時間開所加算 ・平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所) ・長期休暇等分(1日8時間を超えて開所)	409千円×年間平均時間数 184千円×年間平均時間数	
開所日数200日～249日 ※ 支援の単位を構成する児童数 20人以上 支援の単位を構成する児童数 1人～19人	3,099千円 1,726千円	
長期休暇支援加算 ・長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合	19千円×(要件に該当する開所日数)	
長時間開所加算 ・平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所)	409千円×年間平均時間数	
障害児受入推進事業	2,009千円	

補助事業	補助基準額 (支援の単位当たり年額)	補助率	
学童クラブ運営支援事業 ・賃借料補助 ・移転関連費用補助 ・土地賃借料補助	3,066千円 2,500千円 6,100千円	1/3	
学童クラブ送迎支援事業	521千円		
放課後児童支援員等処遇改善等事業 ・家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置 ・上記の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置	1,678千円 3,158千円		
障害児受入強化推進事業 ・障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 ・障害児を6人以上8人以下受け入れる場合 →職員を1人配置 →職員を2人以上配置 ・障害児を9人以上受け入れる場合 →職員を1人配置 →職員を2人配置 →職員を3人以上配置 ・医療的ケア児を受け入れる場合 →看護職員等を配置 →看護職員等が送迎支援等を実施	2,000千円 4,000千円 2,000千円 4,000千円 6,000千円 4,061千円 1,353千円		
小規模学童クラブ支援事業	625千円		
学童クラブにおける要支援児童等対応推進事業	要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置 1事業所当たり年額 1,330千円		
学童クラブ育成支援体制強化事業	遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置 1事業所当たり年額 1,451千円		
学童クラブ第三者評価受審推進事業	1事業所当たり年額 300千円		1/2
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	対象職員1人当たり 131千円、263千円又は394千円 1支援の単位当たりの基準額は、 919千円を上限		1/3
放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額9,000円相当賃金改善)	11,000円×賃金改善対象者数×事業実施月数/支援		1/3
学童クラブ利用調整支援事業	1区市町村当たり年額 4,133千円	1/3	
学童クラブにおける医療的ケア児等受入支援事業 【「未来の東京」戦略】	医療的ケア児や重症心身障害児等(同等の配慮を要する児童も含む)を受け入れるために必要な職員の配置及び送迎の実施 7,500千円	1/2	
学童クラブ開設準備支援事業	750千円	2/3	
学童クラブ環境整備事業【「未来の東京」戦略】	1事業所当たり年額	1/3 (要件により一部嵩上げあり)	
設置促進事業	12,000千円～13,000千円		
環境改善事業	1,000千円～5,000千円		
障害児受入促進事業	1,000千円		
倉庫設備整備事業	3,000千円		

(2) 都型学童クラブ事業（平成22年度事業開始）

ア 都型学童クラブ運営費補助（平成22年度事業開始）

開所時間の延長や常勤の放課後児童支援員の配置など、都が定めた要件を満たす学童クラブ（公設民営・民設民営）に対して事業実施に要する経費を補助することにより、学童クラブにおけるサービスの質の向上及び量の拡充を図ることを目的とする。（実施主体：区市町村）

イ 都型一体型学童クラブ（令和元年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

放課後子供教室との一体型として実施する等の要件を満たす学童クラブについて、区市町村に対し補助を行い、両事業の効果的連携を図る。（実施主体：区市町村）

(3) 学童クラブ待機児童対策提案型事業（令和4年度事業開始）

区市町村が地域の実情や特性を踏まえた学童クラブ待機児童対策計画を策定し、当該計画に基づき実施する事業を東京都が支援することで、学童クラブの待機児童を早期に解消し、その状態を継続する。（実施主体：区市町村）

(4) 放課後児童支援員資質向上研修・認定資格研修（平成27年度事業開始）

ア 放課後児童支援員資質向上研修（令和2年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

一定の勤務経験を有する放課後児童支援員に対して、必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行うことにより、放課後児童支援員の資質の向上を図る。（実施主体：東京都）

イ 放課後児童支援員認定資格研修（平成27年度事業開始）

学童クラブ事業に従事しようとする者が、放課後児童支援員として必要な知識や技能を修得できるよう研修を実施する。（実施主体：東京都）

(5) 放課後居場所緊急対策事業（令和2年度事業開始）

学童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、児童館、公民館等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守り等を行い、放課後の子供の居場所を提供する。（実施主体：区市町村）

(6) 児童館

児童福祉法に基づく児童厚生施設であって、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。（実施主体：区市町村）

（令和4年10月1日現在）

（単位：か所）

区立	市町村立	私立	計
433	148	5	586

(7) シニア世代・シニア予備群を活用した中高生の居場所・学び・遊び支援事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業で実施）（令和元年度事業開始）

児童館において、中高生向けプログラムの講師や見守りボランティアとして多様な経験・

知識・技術を持つ40歳以上の地域人材の力を活用し、中高生世代にとって魅力あるプログラムの提供や19時以降までの開館を行う区市町村を支援する。(実施主体：区市町村)

5 保育士試験

保育士試験及び保育士登録の業務を行っている。

(1) 保育士試験の実施（昭和23年度事業開始）

保育士資格を取得しようとする者に対し、保育士試験を実施する。(実施主体：東京都（児童福祉法の改正に伴い、平成16年度から試験事務の全部を指定試験機関が行っている。))

なお、保育人材の確保を図るため、平成28年度から年2回の試験を実施している。

実績(令和4年度) (単位:人)

区分	人数
受験者数	14,600
合格者数	4,500
一部科目合格者数	6,752

(2) 保育士登録（平成15年度事業開始）

保育士の国家資格化に伴い、児童福祉法に基づく保育士の登録を実施する。(実施主体：東京都（社会福祉法人日本保育協会登録事務処理センターに委託)、実績：令和4年度末の登録簿記載者数170,916人)

6 児童に関する手当

児童を養育する者に手当を支給することにより、児童の健全な育成を図る。

(1) 児童手当（昭和46年度事業開始）

児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。(実施主体：区市町村)

[概要] (令和4年6月から)

支給対象者	手当額(月額)
日本国内に住所を有し、国内に居住する中学校修了前(15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある)児童を養育する者	3歳未満の児童 一律 15,000円 3歳以上小学校修了前 第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円 小学校修了後中学校修了前 一律 10,000円 特例給付(所得制限額以上所得上限額未満) 一律 5,000円

※ 特例給付(所得制限)は平成24年6月から実施されており、受給者本人の前年の所得が所得制限額(扶養親族二人の場合は698万円)以上の場合、手当の額が一律5,000円となる。

※所得上限は令和4年6月から実施されており、受給者本人の前年の所得が所得上限額(扶養親族二人の場合は934万円)以上の場合、手当の対象外となる。

[参考]制度の変遷

手当名	児童手当	子ども手当		児童手当
根拠法	児童手当法 (昭和47年1月～)	子ども手当法・つなぎ法 (平成22年4月～平成23年9月)	特別措置法 (平成23年10月～平成24年3月)	児童手当法 (平成24年4月～)
支給対象	0歳～小学校修了前	0歳～中学校修了前	同左	同左
支給月額	<ul style="list-style-type: none"> 0歳～3歳未満:10,000円 3歳～小学校修了前 第1子、第2子:5,000円 第3子以降 :10,000円 中学生:支給せず 	一律13,000円	<ul style="list-style-type: none"> 0歳～3歳未満:15,000円 3歳～小学校修了前 第1子、第2子:10,000円 第3子以降 :15,000円 中学生:10,000円 	(所得制限額未満である者: ・本則による給付) <ul style="list-style-type: none"> 0～3歳未満:15,000円 3歳～小学校修了前 第1子、第2子:10,000円 第3子以降 :15,000円 中学生:10,000円 (所得制限額以上所得上限額未満である者: 附則による特例給付) <ul style="list-style-type: none"> 中学生まで:5,000円
所得制限	あり (扶養親族二人の場合) <ul style="list-style-type: none"> 被用者:608万円 非被用者:536万円 	なし	同左	所得制限は平成24年6月分から、 所得上限は令和4年6月分から適用 (扶養親族二人の場合) 所得制限698万円(収入:917.8万円) 所得上限934万円(収入:1162万円) (扶養親族三人の場合) 所得制限736万円(収入:960万円) 所得上限972万円(収入:1200万円) (被用者と非被用者の水準は同一)
財源構成	児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担	<ul style="list-style-type: none"> 子ども手当の一部として児童手当法に基づく児童手当を支給。 児童手当分は、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担 それ以外の部分は、全額を国庫負担 	同左	国と地方の負担割合を、2:1とし、被用者の3歳未満(所得制限額未満)については15分の7を事業主の負担とする。

(2) 児童育成手当（昭和44年度事業開始）

児童育成手当支給制度の実現を図ることにより、児童の福祉の増進に資する。（実施主体：市町村（区部は財政調整交付金））

〔概要〕

区分	支給対象者	支給額	実績
育成手当	都内に居住し、次の要件のいずれかに該当する18歳に達した日の属する年度の末日までの児童を扶養する保護者 ① 父又は母が死亡・重度障害の状態にある児童 ② 父母が婚姻を解消した児童 ③ ①及び②と同様の状態にある児童	月額 13,500円	受給者数 94,833人 対象児童数 育成手当 129,541人 障害手当 8,570人 ※両手当の併給児童はそれぞれの項目に計上 (令和5年3月31日現在)
障害手当	都内に居住し、次の要件のいずれかに該当する20歳未満の障害者を扶養する保護者 ① 知的障害で「愛の手帳」 1、2、3度程度 ② 身体障害で「身体障害者手帳」 1、2級程度 ③ 脳性まひ又は進行性筋萎縮症	月額 15,500円	

(注) 現行の所得制限額は平成12年6月から適用されており、受給者本人の前年の所得が所得制限限度額(扶養親族二人の場合は436.4万円)以上の場合は、手当の対象外となる。

(3) 児童扶養手当（昭和36年度事業開始）

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図る。（実施主体：東京都（町村）及び区市）

支給対象者	手当額	実績
次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(一定以上の障害の状態にある場合は20歳未満)を監護している父母又は養育者に支給 ① 父母が婚姻を解消 ② 父又は母が死亡 ③ 父又は母が重度の障害者 ④ 父又は母が生死不明 ⑤ 引き続き1年以上、父又は母に遺棄されている ⑥ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けている ⑦ 引き続き1年以上、父又は母が拘禁されている ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎 ⑨ 父母ともに不明(棄児等)	扶養親族が二人の場合 所得 125万円未満 月額 44,140円 所得 125万円以上 268万円未満 月額 44,130円から 10,410円までの範囲内 加算 二人目の児童 全部支給 10,420円 一部支給 10,410円から 5,210円までの範囲 内三人目以降児童一人につき 全部支給 6,250円 一部支給 6,240円から 3,130円までの範囲内	受給者数 62,029人 受給対象児童数 90,461人 (令和5年3月31日現在)

※平成22年8月分から児童と生計を同じくする父子家庭の父も支給対象となっている。

※⑥は平成24年8月1日から支給対象となっている。

※現行の所得限度額は平成30年8月から

(4) 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（令和5年度単年度事業）【新規】

食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う（給付額：児童1人当たり一律5万円）。（実施主体：東京都（町村）及び区市）

7 社会的養護

社会的養護を必要としている子供の支援・ケアニーズは多様化・複雑化しており、一人ひとりの子供の状況に応じた個別支援を充実する必要がある。家庭と同様の環境や家庭的な環境での養育を推進するとともに、施設の専門機能や自立支援機能の強化など、社会的養護体制の充実を図る。

(1) 養育家庭制度等

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）を養育することを希望する者であって、知事が適当と認める者（里親）に児童の養護を委託し、家庭的な環境の下で養育を行う。（実施主体：東京都）

ア 養育家庭制度（昭和48年度事業開始）

要保護児童を、養子縁組を目的としない里親に一定期間委託する。

なお、都では、養育家庭を更に親しみやすく、かつ多くの方に覚えてもらうため、「ほっとファミリー」という愛称も使用している。（登録家庭数757家庭、委託児童数420名（令和5年3月31日現在））

イ 専門養育家庭制度（平成15年度事業開始）

要保護児童のうち、一定の専門的ケアを必要とする児童、障害児及び非行等の問題を有する児童を、専門性を備えた里親に委託する。（登録家庭数16家庭、委託児童数5名（令和5年3月31日現在））

ウ 親族里親制度（平成15年度事業開始）

要保護児童のうち、両親の死亡等により実親による養育ができないなどの一定の要件を満たす児童を、児童の扶養義務者及びその配偶者である親族に委託する。（登録家庭数20家庭、委託児童数24名（令和5年3月31日現在））

エ 養子縁組里親制度（昭和23年度事業開始）

要保護児童を、養子縁組を目的とする里親に委託する。（登録家庭数438家庭、委託児童数57名（令和5年3月31日現在））

(2) ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）（平成21年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

養育者の住居において、子供同士の相互作用を生かしつつ、家庭的な環境の下で要保護児童を養育する。（実施主体：一定の要件（養育家庭経験等）を満たした事業者、実績：ホーム数30か所、委託児童数127名（令和5年3月31日現在））

(3) 里親支援機関事業【「未来の東京」戦略】

ア 里親委託推進・支援等事業（平成20年度事業開始）

各児童相談所に里親委託等推進員及び里親等委託調整員を配置し、①里親委託等推進委員会の運営、②養育体験、③里親カウンセリング、④未委託家庭への定期巡回訪問、⑤里親による相互交流、⑥里親新規開拓・普及啓発、⑦自立支援計画書の作成補助、⑧養育家庭体験発表会、⑨里親新規登録・登録更新手続補助、⑩一時保護委託の支援などを実施する。（実施主体：東京都）

イ 里親トレーニング事業（平成28年度事業開始）

里親支援機関に里親トレーナーを配置し、子供が委託されていない里親に対して、委託後に直面する様々な事例に対応できるよう、個々の課題に応じたトレーニングを実施する。（実施主体：東京都）

ウ 里親リクルート事業（平成28年度事業開始）

里親支援機関に里親リクルーターを配置し、社会貢献活動を行う企業等への制度周知や、関係機関と連携し、広域的広報・共同広報事業を企画及び実施する。（実施主体：東京都）

エ 里親フォローアップ研修事業（平成30年度事業開始）

養育家庭への安定した委託を推進するため、様々な課題に適切に対応するための知識・技術が得られる具体的・実践的な研修を実施する。（実施主体：東京都）

オ 養育家庭等自立支援強化事業（令和2年度事業開始）

里親支援機関に自立支援相談員を配置し、児童の社会的自立の促進を図るため、里親に委託されている児童、措置解除後おおむね10年までの元委託児童及び里親に対し情報提供や相談援助を実施する。（実施主体：東京都）

(4) フォスタリング機関事業（令和2年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子供と里親のマッチング、子供の里親委託中における里親養育への支援及び里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援並びに養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施することにより、里親への委託の推進を図る。

また、本事業を受託する各事業者がそれぞれの強みや経験を共有し、フォスタリング機能の質の向上を図ることを目的とした取組を実施する。（実施主体：東京都）

(5) 新生児委託推進事業（平成29年度事業開始）

家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、養子縁組が最善と判断した場合には、できるだけ早期に里親子を結び付けられるよう、乳児院を活用して新生児と養子縁組里親の交流支援等を行うことにより、新生児委託を推進する。（実施主体：東京都）

(6) 養子縁組民間あっせん機関助成事業（令和元年度事業開始）

関係機関と連携し、養親希望者等の負担軽減に向けた支援の在り方を検証するためのモデル事業を実施することにより、養子縁組民間あっせん機関に対する効果的な支援体制の構築を図る。

あわせて、養親希望者の手数料負担を軽減する事業を実施することにより、養子縁組の更なる促進を
 る。(実施主体：東京都)

(7) 養育家庭等自立援助事業

養育家庭等を満年齢解除となった児童への自立支援の充実を図るため、養育家庭等から元委託
 児童への生活相談などの自立に向けた援助に対し、補助を行う。

また、18歳で措置解除となった元委託児童に対し、養育家庭等によるきめ細かいアフターケア
 の下で自立後の安定した生活を確保することを目的に、居住費を支援するとともに、自立に関わる
 計画書の作成等を訪問支援によって行う援助者に対して補助を行う。(実施主体：東京都)

(8) 里親養育専門相談事業（里親子のサポートネット）（令和3年度事業開始）

児童相談所や各関係機関との関わりの中で調整が困難な事案について、専門相談員が第三者の
 立場から子供や里親、児童相談所の意見を聴き調整することにより、子供の利益を守るとともに、
 子供の権利擁護を図る。(実施主体：東京都)

(9) 児童養護施設

ア 児童養護施設

保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（乳児を除く。）を
 入所させて、これを養護し、併せて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う。（実
 施主体：東京都、社会福祉法人等）

(令和5年3月1日現在)(単位:か所、人)

設置主体	施設数	定員	在籍数
都立	6	434	318
私立	59	2,774	2,547
合計	65	3,208	2,865

イ 養護児童グループホーム（昭和57年度事業開始）

アの児童養護施設本体から独立した地域社会の民間住宅等を活用して、より家庭的な環境の
 中で養護を実施することにより、児童の社会的自立の促進に寄与することを目的とする。都事
 業による施設分園型グループホーム、国事業による地域小規模型グループホーム及び小規模グ
 ループケア地域型ホームがある。(実施主体：東京都、社会福祉法人等)

(令和5年3月1日現在)(単位:ホーム、人)

形態	ホーム数	在籍数
施設分園型グループホーム	9	54
地域小規模型グループホーム	101	594
小規模グループケア地域型ホーム	67	391

ウ 専門機能強化型児童養護施設制度（平成21年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

治療的・専門的ケアが実施できる「専門機能強化型児童養護施設」の設置（位置付け）を行い、多様な支援・ケアニーズを抱えた児童の入所の増加に対応するとともに、児童の自立促進を図ることを目的とし、小規模な家庭的なケア形態の推進や、治療的・専門的ケア体制の強化、入所促進加算など、機能強化を図る。（実施主体：社会福祉法人等、実績：39か所（令和5年3月1日現在））

(10) 児童自立支援施設

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行う。（実施主体：東京都）
（令和5年3月1日現在）

設置主体	施設数	定員	在籍数
都立	2か所	252人	164人

(11) 乳児院

保護者のいない乳幼児及び保護者による養育が困難又は不適当な乳幼児を入院させて、これを養育し、併せて退院した者について相談その他の援助を行う。（実施主体：社会福祉法人等）
（令和5年3月1日現在）

設置主体	施設数	定員（暫定定員）	在籍数
私立	11か所	527人（513人）	314人

(12) 乳児院の家庭養育推進事業（平成27年度事業開始、平成29年度再構築）

虐待や疾病・障害等を理由に入所する児童やその保護者等に対して、専門的な知識や技術を有する者による一人一人の状態に応じたケアや養育を行うことにより、児童の心身の回復を図るとともに、その保護者等に対する支援を充実し、児童の家庭復帰の促進を図る。また、里親子の交流における寄り添い支援等を強化し、里親委託の推進を図る。（実施主体：社会福祉法人等）

(13) 自立援助ホーム（昭和59年度事業開始）

児童養護施設等を退所した児童等の社会的自立と豊かな人間性の形成に寄与するため、共同生活を営む住居において、自立に必要な相談及び指導を行う。（実施主体：社会福祉法人等、実績：21か所（令和5年3月1日現在））

(14) 自立支援強化事業（平成24年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

児童養護施設等に入所している児童の自立に向けた施設入所中の支援や施設退所後のアフターケアを手厚く行える体制を整備し、社会的養護の下で育つ子供の自立を図る。

(15) 地域生活支援事業（ふらっとホーム事業）（平成20年度事業開始）

施設等を退所した者が社会に出た後に、就労でつまずいたり、生活上の悩みを抱えたりした場合に、気軽に利用できるよう、就職等の相談ができる場や、同じ悩みを抱える者同士が集える場所を提供し、必要に応じて支援することによって、地域での生活を安定的なものとすることを目

的とする。

児童養護施設等での生活経験を有するスタッフ及び児童福祉や就労支援に精通したスタッフを配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、生活支援等を行うことにより自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信等を行えるような場を提供する。(実施主体：東京都（特定非営利活動法人等に委託）、実績：3か所)

(16) ジョブ・トレーニング事業（平成25年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

自立援助ホームに入所中又は退所した児童等への就労定着支援等を手厚く行える体制を整備・強化し、社会的養護の下で育つ者の自立を図る。(実施主体：社会福祉法人等)

(17) 児童養護施設退所者等の就業支援事業（平成22年度事業開始）

職業紹介を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、施設退所者等が働きやすい職場の開拓及び職場訪問等を行い、退所後の自立支援を図ることを目的とする。(実施主体：東京都（委託実績：1か所）)

(18) 自立援助促進事業補助（平成8年度事業開始）

児童養護施設等を退所した児童等の保証人となっている施設長等が被る経済的負担を緩和するため、当該施設長等に代わって補償し、児童等の社会的自立の促進を図る。平成19年度から、母子生活支援施設入所世帯及び婦人保護施設（一時保護所を含む。）入所者にも対象を拡大している。(実施主体：東京都（社会福祉法人東京都社会福祉協議会に委託）)

(19) 連携型専門ケア機能モデル事業（平成27年度事業開始）

都立石神井学園において、虐待による重篤な症状を持つ児童等を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として、生活支援・医療・教育を一体的に提供する連携型専門ケア機能を試行し、児童ケアの充実を図る。(実施主体：東京都)

(20) 社会的養護処遇改善加算対応研修事業（平成29年度事業開始）

児童福祉施設に勤務する各専門職種職員やユニットリーダー等の人材確保及び育成を図るための研修を実施することで、問題を抱える児童の増加に対応できる体制の確保を図る。(実施主体：東京都（社会福祉法人東京都社会福祉協議会に委託）)

(21) グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業（平成28年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

社会福祉法人等が設置するグループホーム・ファミリーホームの職員への支援体制を強化するとともに、本体施設から離れた地域でも開設しやすい環境を整備することにより、家庭的養護の推進を図る。(実施主体：社会福祉法人等)

(22) 育児指導機能強化事業（令和元年度事業開始）

乳児院等に育児指導担当職員を配置し、入所児童やその家族はもとより、地域で子育て中の家族等からの子育てに関する相談に応じ、子供の発達段階に応じた子育て方法を一緒に実践しながら伝えること等により、子育てに関する不安を解消するなど育児指導機能の充実を図る。(実施主体：社会福祉法人等)

(23) 施設と地域との関係強化事業（令和元年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

シニア世代・シニア予備群を児童養護施設等における様々な家事・養育等を担う人材として活用し、地域での理解を深めるとともに、職員による入所者支援の充実を図る。(実施主体：社会福祉法人等)

(24) 医療機関等連携強化事業（令和元年度事業開始）

乳児院等における医療機関との連携強化を図るため、医療機関等連絡調整員を配置することにより、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入れを促進する。(実施主体：社会福祉法人等)

(25) 児童養護施設等職員宿舍借り上げ支援事業（令和元年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

児童養護施設・乳児院及び自立援助ホームに勤務する職員の宿舍を借り上げるための費用の一部を支援することによって、人材確保及び職場定着を図る。(実施主体：社会福祉法人等)

(26) 特別育成費（補習費・大学受験料）の拡充（令和2年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

児童養護施設及び自立援助ホームに入所（入居）又は養育家庭等に委託される児童に対する学習塾費及び大学受験料を支援し、措置解除後の社会的自立につなげる。(実施主体：社会福祉法人等)

(27) 児童養護施設等体制強化事業（令和2年度事業開始）

児童指導員等の資格要件を満たすことを目指す者等を補助者として雇い上げることにより、現任の児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、新たな児童指導員等の確保及び育成を図ることを目的とする。(実施主体：社会福祉法人等)

(28) 施設運営力向上コンサルティング事業（令和4年度事業開始）

組織運営等に課題を抱える施設に対して、個別コンサルティングを実施し組織運営能力を向上させることで、児童を措置する児童養護施設の社会的養育の水準を向上させ、施設間における支援格差の軽減と重大事故の再発・未然防止を図る（実施主体：東京都（社会福祉法人東京都社会福祉協議会に委託））。

(29) 児童養護施設等におけるBCP策定支援事業（令和5年度事業開始）【新規】

大規模災害、感染症等の発生時に、児童福祉施設等が利用者の安全を確保し、被害を最小限に抑えて事業を継続できるよう、児童福祉施設等におけるBCPの策定及び実効性確保に取り組む事業者等に専門的な支援等を実施する（実施主体：東京都（民間事業者に委託））。

8 ひとり親家庭福祉

ひとり親世帯は経済的自立や子育てに困難を伴うことが多いため、様々な施策を展開し、ひとり親家庭を支援している。

(1) ひとり親世帯数（推計）

（単位：世帯）

全世帯	推定母子世帯	推定父子世帯
7,451,051	(1.91%) 142,400	(0.17%) 12,700

注1:全世帯数は、「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(令和5年1月1日現在)による。

注2:推定世帯数＝全世帯数×出現率*100人未満切上げ

注3:()内は「令和3年度 東京都福祉保健基礎調査報告書」による出現率である。

※ 出現率は、推計数を母集団世帯数で除したものに、100を掛けて算出

(2) 東京都ひとり親家庭支援センター事業 ※センター愛称「はあと」【「未来の東京」戦略】

厚生労働省が定めた「母子家庭等就業・自立支援センター」として、ひとり親家庭に対して、就業相談や就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、生活の安定を図るための各種生活相談、養育費の取決め等の専門的な相談、離婚等により別居している親子の面会交流支援等を行う。(実施主体：東京都（委託により実施）)

ア 就業支援事業（昭和59年度事業開始、就業支援講習会及び相談支援員研修会は昭和47年度事業開始、キャリアアップ支援は令和2年度事業開始）

ひとり親家庭及びその支援者に対し、ひとり親家庭の就労支援等の自立やキャリアアップに必要な指導、援助、啓発等の事業を実施し、ひとり親家庭の自立の促進を図る。

東京しごとセンター内に就業相談専門窓口を開設し、同センターや東京都福祉人材センター等のワンストップサービスを行っている。

ひとり親家庭に対し就業に必要な知識技能の習得を図るための「就業支援講習会」及びひとり親家庭の支援者に対し相談・支援の充実を図るための「相談支援員研修会」を開催する。

イ 生活相談事業（昭和59年度事業開始）

ひとり親家庭に対し、生活の安定を図るため、育児や家事、精神面・身体面の健康管理等生活一般に関する問題について、相談対応及び支援を行う。

ウ 養育費相談事業（平成20年度事業開始）

ひとり親家庭（離婚前の者を含む。）及びその支援者に対し、離婚前後の養育費等に関する問題を解決し、ひとり親家庭の児童の健全な育成及びひとり親家庭の生活の安定を図るため、養育費等に関する相談や家庭裁判所等への同行支援を行う。

エ 面会交流支援事業（平成24年度事業開始）

離婚した親と子供が面会交流（親が離婚した場合に、子供が別居している親と交流を持つこと。）を行えるようにするため、日程、場所及び実施方法のあっせんなどの支援を行う。

オ 養育費等相談支援推進事業（平成28年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

離婚等に伴う様々な紛争の早期解決を目的として、離婚前後の子供を持つ親（未婚等も含む。）を対象に、家事事件に精通した弁護士による法律相談を行う。

カ 離婚前後の親支援講座（令和2年度事業開始）

離婚を考えている父母やひとり親家庭に対し、離婚後も子供が心身ともに健やかに育成されるよう、離婚が子供に与える影響や養育費・面会交流について学ぶための、学識経験者等による講義や当事者同士がお互いの意見を交換するグループ討議を行う。

キ ひとり親グループ相談会（令和2年度事業開始）

ひとり親家庭に対し、ひとり親同士が日々の生活の悩みを打ち明けたり、生活の知恵や経験を共有する機会を設けることで、ひとり親の抱える課題や不安の解消を助け、本来持つ力を生かすことができるよう支援する。

ク LINE相談（令和3年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

LINEを活用した相談窓口を設置し、ひとり親家庭を対象に、仕事、お金、子育て、養育費などの不安や離婚に伴う悩みなど、様々な相談を受け付ける。

(3) ひとり親家庭等在宅就業推進事業（平成27年度事業開始）

ひとり親家庭等に対して在宅業務を発注し、併せて在宅就業コーディネーターを配置してひとり親家庭等が受注した業務の遂行支援等を行うことにより、ひとり親家庭等の自立を支援する。
（実施主体：東京都（民間企業等に委託））

(4) 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業（平成16年度事業開始）

母子家庭の母又は父子家庭の父が、就労に結び付きやすい資格を取得し、就労を図るため、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。（実施主体：東京都（町村）及び区市）

(5) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（平成28年度事業開始）

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金及び就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進するとともに、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、自立の促進を図る。（実施主体：社会福祉法人東京都社会福祉協議会）

(6) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（平成27年度事業開始）

ひとり親家庭の親及び児童のより良い条件での転職や就職の可能性を広げるため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座受講費用の一部を講座受講開始時、講座修了時及び試験合格時に支給する。（実施主体：東京都（町村）及び区市）

(7) 母子・父子自立支援プログラム策定事業（平成19年度事業開始）

ハローワークOBや企業の人事担当部局経験者など就業に関する相談の知識や経験がある者などを母子・父子自立支援プログラム策定員として配置し、母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業並びにひとり親家庭支援センター事業の活用やハローワークとの連携などにより、児童扶養手当受給者に対し、きめ細かい継続的な就業支援により自立を図る。（実施主体：東京都（町村）及び区市）

(8) ひとり親家庭相談窓口強化事業（平成27年度事業開始）

福祉事務所等の相談窓口に、新たに就業支援を担う「就業支援専門員」を配置することにより、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員と連携することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な支援体制を構築及び強化する。(実施主体：東京都（町村）及び区市)

(9) ひとり親家庭等生活向上事業（平成20年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

ひとり親家庭及び寡婦が生活の中で直面する諸問題の解決や子供の生活及び学習の支援を図り、地域での生活を総合的に支援する。(実施主体：区市町村)

(10) ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業補助（昭和50年度事業開始）

日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭を対象として、一定の期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要な援助を行うことにより、地域での生活を支援する。(実施主体：市町村（区部は財政調整交付金）)

(11) ひとり親家庭向けポータルサイトの運営（令和2年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

ひとり親家庭等に対して、相談・支援に関する情報などを分かりやすく提供できるよう、国、都、区市町村や民間支援機関等が実施しているひとり親家庭を対象とした支援施策等を横断的に検索できる総合情報サイトを運営する。(実施主体：東京都)

(12) 養育費確保支援事業（令和2年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

ひとり親家庭の生活の安定を図るため、養育費立替保証、公正証書等の作成及びADR（裁判外紛争解決手続）に係る支援等を行う。(実施主体：東京都（町村）及び区市)

(13) ひとり親家庭相談体制強化事業（令和2年度事業開始）（子供家庭支援区市町村包括補助事業で実施）

就業等の理由により、平日や日中の時間帯に相談できないひとり親の困難な状況を解消するために、SNS等を活用した対面相談以外の相談を実施する。(実施主体：区市町村)

(14) 母子・父子自立支援員（昭和28年度事業開始）

配偶者のない女子又は男子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦からの相談に応じ、自立に必要な情報提供及び指導、職業能力の向上並びに求職活動に関する支援を行う。(実施主体：東京都（町村）及び区市（都は西多摩福祉事務所及び支庁に、区市は福祉事務所等に配置している。）
配置状況：都6名 区部147名 市部79名（令和5年5月1日現在）)

(15) ひとり親家庭自立支援プログラム策定推進事業（平成21年度事業開始）（子供家庭支援区市町村包括補助事業で実施）

母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施している区市において、プログラム策定の前段階として、就業相談を受け、母子・父子自立支援プログラムによる支援につなげるなど、継続的な支援を行う。(実施主体：区市)

(16) 母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる女子及びその者の監護すべき児童を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援する。

(令和5年4月1日現在)(単位:か所、世帯)

設置主体	施設数	定員	在籍数
区市立	11	194	122
私立	12	250	203
計	23	444	325

(17) 母子緊急一時保護事業（昭和47年度事業開始。平成23年度から町村分のみ対象。）

家庭崩壊、生活困窮、環境劣悪等の理由で緊急に保護の必要な母子世帯又はこれに準ずる事情にある世帯を、一時的に母子生活支援施設（網代ホームきずな）で保護する。(実施主体：東京都)

(18) 母子及び父子福祉資金の貸付け（昭和28年度事業開始）

母子家庭等の経済的自立と生活意欲の助長及び扶養されている子供の福祉の増進を図るため資金を貸し付ける。(実施主体：東京都)

資金の種類	①事業開始	②事業継続	③技能習得	④修業	⑤就職支度
	⑥医療介護	⑦生活	⑧住宅	⑨転宅	⑩結婚
	⑪修学	⑫就学支度			

(19) ひとり親家庭就業推進事業（令和4年度事業開始）

ひとり親家庭を対象に、一人一人の希望や適性に応じて、目標設定からスキルアップ訓練、就職直後のアフターフォローまでを、一貫して就業サポートする（実施主体：東京都）。

9 児童相談所の運営

児童相談所では、子供に関する様々な相談に応じ、必要に応じて子供の一時保護などを行うほか、メンタルフレンドの派遣を行うなど、子供の健やかな成長のための業務を行っている。

(1) 児童相談所の概要

原則18歳未満の子供に関する相談を本人及び家庭その他から受け、区市町村との適切な役割分担及び連携を図りつつ、個々の子供や家庭に最も効果的な援助を行う。

(2) 電話相談事業（昭和52年5月設置）

地域を問わず、子育てについて電話で相談できるよう、児童相談センターに専門スタッフを配置する（年末年始を除く毎日）。

(3) ふれあい心の友派遣事業（平成3年度事業開始）

子供の兄又は姉の世代に相当する青年（メンタルフレンド）を家に閉じこもりがちな子供の通所する児童相談所や家庭に派遣し、触れ合いを通じて子供の自主性、社会性等を伸長する。(実施主体：東京都、令和4年度実績：活動回数364回、メンタルフレンド登録者数123名)

- (4) 治療指導（通所は昭和50年度、宿泊は昭和60年度に事業開始）
学校や家庭等において不適応行動を示す子供に児童相談センターへの宿泊又は通所を通じて、多領域の専門スタッフが総合的な治療援助を行う。
- (5) 家族再統合のための援助事業（平成14年度事業開始）
虐待により児童養護施設や一時保護所に入所している児童と保護者に対して、親子グループ療法を用いた支援を行い、円滑な家庭復帰を図る。(実施主体：東京都)
- (6) 児童問題専門相談室（昭和57年度設置）
広く都民を対象として、子供と家庭に係る問題の発生の予防と啓発等を行うため、児童相談センターに設置し、学識経験者及び法律専門家等を児童福祉専門員（定数10名）として配置している。
- (7) 児童自立サポート事業（平成17年度事業開始）
児童自立支援施設退所児童の進学や就職の継続と生活の安定を図るため、児童福祉司と児童委員、主任児童委員、児童自立支援施設職員等が連携して、児童の地域での自立をサポートする。
- (8) 非常勤弁護士の配置（平成16年度事業開始）、協力弁護士の活用（平成13年度事業開始）
児童虐待への対応をはじめとする児童相談所業務に関して、法的な見地から、児童相談所職員への助言及び指導を行うとともに、必要に応じて対外的な対応等も行えるよう、各児童相談所に非常勤弁護士を配置する。また同様に、協力弁護士を活用する。(実施主体：東京都)
- (9) 協力医師制度の運営（平成18年度開始）
児童虐待が疑われる傷病等のある困難ケースについて、医学的知見を得ることにより、児童相談所における迅速かつ適切な相談援助業務の実施を図る。(実施主体：東京都)
- (10) 医療機関の病床確保による一時保護機能強化事業（平成28年度事業開始）
一時保護を要する児童のうち、事前に医療等の情報がない児童や服薬管理等が必要な病状が不安定な児童について、夜間や休日等を含め即時に一時保護を行うことができるように、都内医療機関において児童相談所が一時保護委託できる病床を年間を通して確保する。(実施主体：東京都（医療機関に委託）)
- (11) 児童相談所における外部評価（平成27年度事業開始）【「未来の東京」戦略】
一時保護所における児童の権利擁護と運営の質の向上、相談部門における運営の改善及び透明化を図る。（実施主体：東京都）
- (12) 一時保護所における第三者委員の活動（平成30年度事業開始）【「未来の東京」戦略】
第三者委員の導入により、一時保護中の児童の相談対応に社会性や客観性を確保し、児童の立場や状況に配慮した適切な対応を推進する。(実施主体：東京都)
- (13) 児童相談所の人材確保事業（令和3年度事業開始）【「未来の東京」戦略】
東京の福祉のセーフティーネットを担う質の高い人材を安定的に確保し、定着へとつなげるため、総合的な取組を実施する。(実施主体：東京都)

(14) 児童相談所におけるAI音声マイニングシステム（令和4年度事業開始）

通話内容をリアルタイムでテキスト化できるAIを活用した音声マイニングシステムを導入することで、児童相談所業務の負担軽減を図る（立川児童相談所において試行実施。）。また、全所でスマートフォンの内線化を進め、スマートフォンの活用拡大及びフリーアドレス化を推進し、児童相談所業務の効率化を図る。

(15) 児童相談所業務における民間事業者の活用（令和5年度事業開始）【新規】

深刻化する児童虐待に対応するため、民間事業者を活用することで、一時保護所における定員の拡充、児童移送業務の体制強化、また、夜間の電話受付業務の体制強化を図る。

10 児童虐待防止対策

児童虐待の件数は増加傾向にあり、内容も深刻化している。都では、虐待の未然防止を図るとともに、被虐待児童の支援のための取組を展開している。

(1) 通年開所（平成16年2月開始）

児童虐待に迅速に対応するため、緊急ケースに土曜日、日曜日及び祝日（年末年始を含む。）にも対応する相談窓口を設置し、365日切れ目ない緊急相談体制を確保している。（実施主体：東京都）

(2) 児童虐待ケースマネジメント事業（平成8年度事業開始）

子供に対する虐待事例のうち処遇困難な場合等、各児童相談所長が必要と認めたものについて、「児童虐待ケース援助作業委員会」を開催して取組方針を検討し、具体的な指導援助を行うことにより、児童虐待の未然防止と早期対応を図る。（実施主体：東京都）

(3) 児童虐待カウンセリング強化事業（平成13年度事業開始）

児童相談所ごとに精神科医を登録し、児童虐待をした保護者の心の問題（保護者の深層に潜む被虐待体験や性格の偏向等）等に対して、医師の助言を得て効果的なカウンセリング等を計画し、親子関係の改善、虐待防止及び家族再統合に向けたケアを行う。（実施主体：東京都）

(4) 家庭復帰促進事業（平成15年度事業開始）

児童虐待等により施設に入所した児童等について入所児童の早期家庭復帰を促進するとともに家庭復帰後を支援するために、児童相談所に家庭復帰支援員、平成27年度からは家庭復帰担当児童福祉司を配置し、家庭環境の改善を促進するとともに、地域の関係機関と協働しながら地域での受入態勢の整備を進める。（実施主体：東京都）

(5) 医療機関における虐待対応力強化事業（平成19年度事業開始）

児童虐待の予防及び発見のため、虐待や要支援家庭の発見の機会を有する医療機関等に対し、虐待発見の視点や方法並びに関係機関との連携等に向けた判断力及び対応力強化の支援を行う。（実施主体：東京都）

ア 院内虐待対策委員会（CAPS）立ち上げ支援

各児童相談所管内の医療機関に対し、CAPS設置の働きかけのための訪問や研修などを行う。

イ 児童虐待対応研修

医療機関関係者に対して、要支援家庭の把握と適切な支援に関する研修を実施することにより、CAPSの運営等において核となる人材の養成や地域の関係機関との連携強化を図り、医療機関における虐待対応力の向上を目指す。

ウ CAPS設置病院連絡会 CAPS機能の向上に向けた情報交換や課題検討などを行う。

(6) 児童虐待防止の普及啓発（平成5年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

児童虐待への理解促進に向けた普及啓発を展開し、社会全体で「体罰によらない子育て」に関する理解を一層深めるとともに、児童虐待を発見した際にためらうことなく関係機関に連絡する意識の啓発も行う。(実施主体：東京都)

(7) 予防的支援推進とうきょうモデル事業（令和3年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

モデル区市町村と連携して予防的支援について具体的な支援方法の策定、データ収集、効果測定等を実施し、その成果として作成された予防的支援マニュアルや研修プログラムを都内区市町村に展開する。(実施主体：東京都、区市町村)

(8) とうきょう子育て応援パートナー事業（令和4年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

妊娠期から就学前にかけて、子供と家庭に寄り添い、あらゆる支援をコーディネートする「とうきょう子育て応援パートナー制度」を創設し、安心して子育てができる環境を整備する区市町村を支援する。(実施主体：区市町村)

(9) 児童養護施設等における個別対応職員の配置（平成13年度に児童養護施設で開始。平成16年度から母子生活支援施設及び児童自立支援施設、平成21年度から乳児院にも対象拡大）

被虐待児等、特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接、生活場面での1対1の対応、保護者への援助、里親への紹介、他の児童指導員等への助言指導等を行うことで、被虐待児の処遇の充実を図る（平成13年度は定員50名以上の児童養護施設。平成16年度から全施設（乳児院は被虐待児等特に個別対応が必要とされる児童が10名以上いる施設））。(実施主体：東京都、社会福祉法人等)

(10) 児童養護施設等における心理療法担当職員の配置（平成11年度開始。平成13年度から乳児院及び母子生活支援施設、平成18年度から児童自立支援施設にも対象が拡大されるとともに、常勤職員の配置が可能となった。）

児童養護施設及び児童自立支援施設（心理療法が必要と児童相談所長が認めた児童10名以上に心理療法を行う。）、乳児院（心理療法が必要と児童相談所長が認めた乳幼児又はその保護者10名以上に心理療法を行う。）並びに母子生活支援施設（心理療法が必要と福祉事務所長が認めた母又は子10名以上に心理療法を行う。）に心理療法担当職員を配置する。(実施主体：東京都、社会福祉法人等)

(11) 児童養護施設等に対する被虐待児受入加算費（平成16年度開始（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童自立支援施設）、平成21年度からファミリーホーム及び自立援助ホームにも対象拡大）

被虐待児童等は入所当初の関わりが特に重要と考えられることから、これらの児童等のその期間（入所後1年間）のより手厚い処遇体制の確保など施設のニーズに応じた一層の処遇体制の充実を図る。(実施主体：東京都、社会福祉法人等)

(12) 児童虐待を防止するためのSNSを活用した相談事業（令和元年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

児童虐待を防止するため、子供や保護者になじみのあるLINEを活用した相談窓口を設置し、よりアクセスしやすい相談体制の確保を図る。(実施主体：東京都)

11 子供の権利擁護

子供の福祉向上と権利の擁護を図るため、権利擁護担当の設置など各種事業を展開している。

(1) 権利擁護担当の設置（平成21年4月1日設置）

児童養護施設等で生活している児童（被措置児童等）への虐待の事案について、児童本人の届出や虐待を発見した者からの通告を受けて、事実確認、児童福祉審議会への報告、児童福祉審議会からの意見聴取及び施設運営改善のための取組への支援を行うことにより、子供の福祉向上と権利の擁護を図る。(実施主体：東京都)

(2) 子供の権利擁護専門相談事業（平成16年度事業開始。平成10年11月から平成16年3月までは第三者機関で試行）

子供たちからの幅広い相談をフリーダイヤルの電話で受け、深刻な権利侵害事例については、子供の権利擁護専門員が事実関係の調査や関係機関との調整などの活動を行う。(実施主体：東京都、実績：867件うち専門員取扱件数31件（令和4年度）)

(3) 児童相談所が関わる子供の意見表明等支援に関する検討（令和3年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

東京都児童福祉審議会の提言等を踏まえ、東京都児童福祉審議会を活用した子供の権利擁護や意見表明等支援員の導入など、児童相談所が関わる子供の意見表明等を支援する仕組みを検討する。(実施主体：東京都)

(4) 被措置児童に対する子供の権利の啓発（令和5年度事業開始）【新規】

子供の権利ノートの配布対象となっていない施設等に措置されている幼児や障害児に対して、子供の権利の啓発や相談方法の周知を行い、子供の意見聴取等の仕組みの整備を促進する。(実施主体：東京都)

12 母子・小児医療体制の充実

安心して子供を育てられる環境づくりの一環として、各種医療費の給付を行っている。

(1) 医療費助成

母子関係の医療費公費負担制度として、以下の医療費の助成を行う。

また、早期に不妊治療に着手する環境を整備するために不妊検査等助成事業を、特定不妊治療における経済的負担の軽減を図るために特定不妊治療費（先進医療）助成事業を実施するほか、出産費用の公費負担制度として入院助産を行う。(実施主体：東京都)

(7) 未熟児の養育医療給付（昭和33年度事業開始）

未熟児は正常な新生児に比べ機能が未熟であり、疾病にもかかりやすく、その死亡率は高い上、心身に障害を残すことも多い。このため、出生後、速やかに適切な処置を講ずる必要があることから、これらの未熟児に対し、指定養育医療機関に入院させて必要な医療の給付を行う。

(イ) 自立支援医療（育成医療）支給（昭和29年度事業開始）

身体に障害のある児童に対し、指定自立支援医療機関において機能の回復を目的とした手術等の医療の支給を行う。

なお、本制度は平成18年4月から障害者自立支援法（現在は、障害者総合支援法）に基づく事業となり、これに併せて制度改正を実施した。

(ウ) 結核児の療育給付（昭和34年度事業開始）

結核にかかっている児童を、指定療育機関に入院させて専門的な医療の給付を行うとともに、療育生活に必要な日用品や学校教育を受けるのに必要な学用品の給付を行う。

(エ) 小児慢性特定疾病医療費助成（昭和48年度事業開始）

小児慢性特定疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成の観点から、当該疾病に係る医療費の一部を助成する。

対象は、悪性新生物（がん）、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患及び脈管系疾患の各疾患群に属する対象疾病で、当該疾病の状態が認定基準を満たすものとしている。

(オ) 妊娠高血圧症候群等に係る医療費助成（昭和39年度事業開始）

未熟児・心身障害児の出生や、妊産婦死亡の原因となる妊娠高血圧症候群等の対象疾病に罹患している妊産婦に対して、早期に適切な療養を受けさせるため、必要な医療の給付を行う。

(カ) 不妊検査等助成（平成29年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始するために、不妊検査及び一般不妊治療の費用の一部を助成する。

(キ) 不育症検査助成（令和2年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

妊娠はするものの、2回以上の流産や死産を繰り返し、結果的に子供を持ってないとされるいわゆる不育症について、リスク因子を特定するための検査費用を助成する。

(ク) 特定不妊治療費（先進医療）助成（令和4年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

不妊治療における経済的負担を軽減するため、体外受精及び顕微授精を行う際に、保険適用された治療と併用して自費で実施される「先進医療」に係る費用の一部を助成する。

(ケ) 卵子凍結への支援に向けた調査・凍結卵子を活用した生殖補助医療への助成（令和5年度

事業開始) 【新規】 【「未来の東京」戦略】

女性が自らのライフプランについて、適切な選択が行えるよう、卵子凍結への支援に向けた調査を行うとともに、凍結卵子を用いた体外受精・顕微授精に関する助成制度を構築する。

(コ) 入院助産 (昭和22年度事業開始)

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により病産院等での入院分娩が困難な妊産婦に対し、助産施設における出産費用を助成する。

[各種医療費助成の実施主体等]

制度名	実施主体及び対象地域
(ア)未熟児養育医療	各区市町村
(イ)自立支援医療(育成医療)	
(ウ)結核児療育給付	東京都(市町村地域) ※区部・八王子市・町田市については、各区・八王子市・町田市で実施
(エ)小児慢性特定疾病	東京都(児童相談所設置区・八王子市を除く全域) ※児童相談所設置区・八王子市については、児童相談所設置区・八王子市で実施
(オ)妊娠高血圧症候群等	東京都(市町村地域) ※区部・八王子市・町田市については、各区・八王子市・町田市で実施
(カ)不妊検査等	東京都(都内全域)
(キ)不育症検査	東京都(都内全域) ※八王子市については、一部、八王子市で実施
(ク)特定不妊治療費(先進医療)	東京都(都内全域)
(ケ)卵子凍結への支援に向けた調査・凍結卵子を活用した生殖補助医療への助成	東京都(都内全域)
(コ)入院助産	東京都(町村地域) ※区市については、各区市で実施

(2) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 (平成26年度事業開始)

慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、児童及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。(実施主体：東京都)

(3) 移行期医療支援体制整備事業 (令和元年度事業開始)

小児期から成人期への移行期にある小児慢性疾病児童等への適切な医療の提供に関する課題を解消するため、小児期及び成人期をそれぞれ担当する医療従事者間の連携など支援体制の整備や、自身の疾病等の理解を深めるなどの自律(自立)支援の実施により、移行期医療支援体制の整備を行う。(実施主体：東京都)

13 母子保健

乳幼児健康診査などの母子保健サービスを担う区市町村を支援する。

また、都は、専門的業務や広域的な相談業務や人材育成などを行っている。

(1) 先天性代謝異常等検査（昭和52年度事業開始）

フェニルケトン尿症など先天性代謝異常等の早期発見・早期治療により、知的障害等の心身障害の発生を予防するために、新生児の血液検査を実施している。平成24年度からタンデムマス法による検査を導入し、対象疾患を6疾患から20疾患までに拡充した。(実施主体：東京都)

(2) 性と健康の相談センター事業（平成8年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

女性の心身の健康や不妊・不育に関する悩み、妊娠・出産に関する悩みについて、電話相談等を行うとともに、チャットボットを活用し、若い世代からの相談に分かりやすくタイムリーに対応する。

妊娠・出産に関する電話相談等で把握した継続的な支援が必要な方を区市町村につなぎ、相談者が区市町村への相談や産科を受診することに不安を抱えている場合などには、区市町村や産科医療機関などへの同行支援や初回産科受診料に対する助成、緊急一時的な宿泊場所の確保等を行う。

また、若い世代が、妊娠適齢期や不妊等について正確な知識を持つことができるよう、普及啓発を行うとともに、妊娠支援のポータルサイトを運営し、妊娠に関する知識や不妊検査・治療、不育症に関する情報などを一元的に発信することで、妊娠・出産を希望する方を支援する。

さらに早期の医療機関受診と妊娠の届出及び定期的な受診を促すとともに、悩みを抱える妊婦が利用できる相談窓口を効果的に周知するために、インターネット広告等を実施する。また、妊産婦が抱える不安に対応するため、助産師によるオンライン相談を実施する。(実施主体：東京都)

(3) 療育相談（昭和26年度事業開始）

身体の機能に障害のある児童又は疾病等により長期にわたり療養を必要とする児童及び家族への支援のため、専門医等による個別相談、グループ活動、講演会等の集団指導及び訪問指導により、その障害又は疾病の状態及び療育状況を把握し、早期に適切な療養上の相談、指導等を行う。

(実施主体：区保健所、八王子市保健所、町田市保健所及び都保健所)

(4) 母子保健支援事業（平成9年度事業開始）

地域における母子保健水準の維持向上を図るための母子保健研修、母子保健事業報告年報の作成を通じた区市町村の取組の評価など、区市町村が実施する母子保健事業を補完、支援することにより母子保健サービスの充実を図る。

また、区市町村における母子保健分野のDX化推進の取組を支援し、都民の利便性向上及び、母子保健事業の実施主体である区市町村の事務負担の軽減を図る。(実施主体：東京都及び区市町村)

(5) 電話相談「子供の健康相談室」（小児救急相談）（昭和62年度事業開始。小児救急相談は平成16年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

夜間や休日等、保健所が閉庁している時間帯に、保健師、助産師、看護師及び必要に応じて医師が、子供の健康に関する相談や小児救急相談を行う。(実施主体：東京都)

(6) 母子保健指導事業（平成9年度事業開始）

SIDS（乳幼児突然死症候群）等で子供を亡くした家族等に対して、「SIDS家族の会」と連携を図り、電話相談を行う。

また、TOKYO子育て情報サービスとして、育児中及びこれから育児を始める都民が、安心して楽しく子育てできるよう、乳幼児の事故防止や育児不安、急病時の対応策等に関する情報をインターネットで提供する。(実施主体：東京都)

(7) 子供の心診療支援拠点病院事業（平成20年度事業開始）

子供の心を取り巻く様々な問題について、地域の関係機関における対応力の向上と連携体制の構築のため、子供の心の診療連携事業、子供の心の診療関係者研修、育成事業及び普及啓発・情報提供事業を実施する。(実施主体：東京都（地方独立行政法人東京都立病院機構及び小児総合医療センターに委託）)

(8) とうきょうママパパ応援事業（旧出産・子育て応援事業）（平成27年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

妊娠期から子育て期にわたる総合的支援をワンストップで提供できる体制を整備し、専門職が全ての妊産婦の状況を把握するとともに、子育て家庭に育児パッケージ（子育て用品等）を配布するほか、令和5年度からは、バースデーサポートの対象・補助基準額を拡充し、産後家事・育児支援事業においては、子育て世帯を切れ目なく支援する。(実施主体：区市町村)

(9) 要支援家庭の早期発見・支援事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業で実施）（平成20年度事業開始）

妊娠期から、ほぼ全数の母子の心身を継続的に把握する母子保健事業において、スクリーニング等を実施することにより、虐待等のリスク要因がある「要支援家庭」を早期に発見し、適切な支援につなげ、母子の健全育成を図る。(実施主体：区市町村)

(10) 母体保護法に関する事務（昭和23年度事業開始）

母性の生命健康の保護を目的としている母体保護法に関し、指定医師関係事務、受胎調節実地指導員指定事務及び統計・報告事務（人工妊娠中絶数・不妊手術数）を行う。(実施主体：東京都)

(11) 災害時用調製粉乳等の備蓄（昭和37年度事業開始）

「東京都地域防災計画」に基づき、非常災害発生時に備え、想定される被害規模に基づき調製粉乳と哺乳瓶を備蓄する。災害発生後3日分は区市町村が給与し、その後の4日分を都が補完する。(実施主体：東京都)

(12) 災害時の液体ミルク活用に向けた取組（一部子供家庭支援区市町村包括補助事業で実施）（令

和元年度事業開始)

乳児用液体ミルクについて、災害時の救援物資としての活用を推進するため普及啓発を行い、都民の理解を促進する。

また、非常災害発生時に備え、乳児用液体ミルクの備蓄を行うとともに、民間事業者と締結した「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」に基づき、乳児用液体ミルクを緊急に調達できる体制を整備する。(実施主体：東京都)

(13) 子供手帳モデル活用支援事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業で実施）（平成30年度事業開始）

妊娠期からの切れ目ない支援を推進するため、都が作成する子供手帳モデルを活用して、母子健康手帳やアプリ、冊子を作成する際の経費について補助する。(実施主体：区市町村)

(14) 東京都出産・子育て応援事業（令和3年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

子供を産み育てる家庭を応援・後押しするため、妊婦や子育て家庭に対して育児用品や子育て支援サービス等の提供を行うとともに、あわせて具体的な子育てニーズを把握し、今後の施策へ反映する。(実施主体：東京都及び区市町村)

(15) 新型コロナウイルス感染症流行下における妊産婦総合対策事業（令和2年度事業開始）

希望する妊婦の分娩前（概ね36週）の新型コロナウイルス感染症検査実施に係る費用を、1回に限り9,000円を上限に助成する。また、不安を抱える妊産婦に対し、助産師・保健師等が電話や訪問等により、さまざまな不安や悩みをうかがい、専門的なケアや育児に関する助言などを行う。(実施主体：東京都)

(16) 東京ユースヘルスケア推進事業（令和4年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

・中高生等の性を含む思春期特有の健康上の悩みに対応できるよう、相談体制の整備を行う。
また、妊娠を考える男女のプレコンセプションケアに関する講座を定期的開催するとともに、講座受講者を対象としたAMH検査への助成を実施する。(実施主体：東京都)

・思春期から更年期に至るまでの期間の母性保健の向上を図るとともに、同期間の各ライフステージに応じた健康教育を推進するため、こうした取組を行う区市町村に対して補助を行う。

(実施主体：区市町村)

(17) 予防のための子供の死亡検証（CDR）（令和4年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

子供の死亡事例について、福祉、保健、教育等の関係機関と連携しながら、社会的背景や環境要因等の分析等を行い、効果的な予防対策を提言することで、将来に向けた予防につなげていく。

(実施主体：東京都)

(18) 妊婦健康診査支援事業（令和5年度事業開始）【新規】【「未来の東京」戦略】

都民が安心して出産できるよう、超音波検査について厚生労働省が示す妊婦健康診査の望ましい基準を満たせるよう区市町村を支援し、妊婦健康診査の充実を図る。(実施主体：区市町村)

(19) 妊婦訪問支援事業（令和4年度事業開始）

若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況から、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状態を把握するとともに必要な支援につなげられるよう、区市町村を支援する。(実施主体：区市町村)

(20) 新生児聴覚検査機器購入支援事業（令和5年度事業開始）【新規】

全ての新生児が精度の高い聴覚検査を受けられるよう、産婦人科又は耳鼻咽喉科を標榜する施設における聴覚検査機器の購入を支援することにより、都内における新生児聴覚検査体制の整備推進を図る。(実施主体：分娩取扱医療機関等)

(21) 乳幼児身体発育調査（昭和35年事業開始）

こども家庭庁より委託された事業で、全国的に乳幼児の身体発育の状況を調査し、新たに乳幼児の身体発育値を定めて、乳幼児保健指導の改善に資することを目的とする。なお、調査は10年毎に実施し、調査結果は母子健康手帳の発育曲線や乳幼児の保健指導で活用される。(実施主体：区市町村)

14 女性福祉

女性からの相談を受け、助言や援助を行うとともに、緊急の保護等を行う女性相談センターの運営をはじめ、婦人相談員等の配置、婦人保護施設の設置運営、自立支援のための資金の貸付けなど、施策の充実に努めている。

(1) 東京都女性相談センター（昭和32年度事業開始。昭和52年度事業拡大）

緊急の保護又は自立のための援助を必要とする女性及びその者の同伴する児童に対し、生活各般の相談や援助を行うとともに、売春防止法に基づく婦人相談所の業務、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく配偶者暴力相談支援センターの業務、ストーカー行為等の規制等に関する法律による被害者の支援等を行うほか、婦人保護施設の設置及び運営指導、自立支援のための補助事業等を行う。(実施主体：東京都)

(2) 婦人相談員（昭和32年度事業開始）

支援を必要とする女性等について、その早期発見に努め、相談に応じ、必要な援助を行うため、都は、女性相談センター、西多摩福祉事務所等に、区市は、福祉事務所等に配置している。(実施主体：東京都及び区市、令和5年3月31日現在：都31名、区部145名、市部77名)

(3) 女性の保護

ア 一時保護

緊急の保護又は自立のための援助を必要とする女性（外国人を含む。）及びその者が同伴する児童を、女性相談センター等で一時的に保護する。(実施主体：東京都)

イ 婦人保護施設

支援を必要とする女性等を保護し、就労及び生活に関する指導、援助を行うことにより、その自立を支援する。

(令和5年3月31日現在)(単位:か所、人)

設置主体		施設数	定員	在籍数(令和5年3月末日)	
				本入所	一時保護
私立	都内	5	230	96	24
	都外	1	(100) ※全国定員	14	—
計		6	230	110	24

ウ 東京都婦人保護施設従事者処遇改善事業 (令和4年度事業開始)

婦人保護施設において、従事者の処遇改善を行うために必要な経費を補助する。(実施主体：社会福祉法人等)

エ 来日外国人女性緊急保護事業補助 (平成2年度事業開始)

緊急に保護を求める外国人女性に対する保護体制の充実を図るため、外国人女性の緊急保護事業を実施する。(実施主体：社会福祉法人等)

(4) 自立の支援

ア 婦人保護施設退所者自立生活援助事業補助 (平成3年度事業開始)

婦人保護施設を退所した者が地域社会で安定した生活を送ることができるよう、自立生活のための相談、指導等の援助を行う。(実施主体：社会福祉法人)

イ 若年被害女性等支援事業 (平成30年度事業開始)

様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、自立を支援する。

ウ 女性福祉資金の貸付け (昭和32年度事業開始)

配偶者のない女性等の経済的自立と生活意欲の助長を図るため資金を貸し付ける。(実施主体：東京都(市町村部のみ))

資金の種類	①事業開始	②事業継続	③技能習得	④就職支度	⑤医療介護
	⑥生活	⑦住宅	⑧転宅	⑨結婚	⑩修学
	⑪就学支度				

